

(案)

きらきらプラン

令和6年度～令和11年度

～第5次 山陽小野田市障害者計画～

令和6年度～令和8年度

～第7期 山陽小野田市障害福祉計画～

～第3期 山陽小野田市障害児福祉計画～



令和6年3月

山陽小野田市

第5次山陽小野田市障害者計画

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け及び役割	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象となる障がい者の定義	4
5 計画の策定体制	5
(1) アンケート調査の実施	5
(2) 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会での検討	5
(3) 市民意見公募(パブリックコメント)の実施	5
6 計画の推進体制と進行管理	5
第2章 障がい者を取り巻く現状について	6
1 障がい者の現状	6
(1) 障害者手帳所持者数の推移	6
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	7
(3) 療育手帳所持者の状況	10
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	11
(5) 自立支援医療(精神通院医療)受給者の状況	12
(6) 障害支援区分審査判定の状況	13
(7) 障がい者の雇用状況	14
2 障がい者施策に関する法制度等の動き	15
3 アンケート調査の概要	16
第3章 計画の基本理念と施策体系	17
1 基本理念	17
2 施策体系	17
第4章 施策推進の方向	18
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	18
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	18
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	19

2	安全・安心な生活環境の整備	21
	(1)住宅の確保	21
	(2)アクセシビリティに配慮した施設等の促進	21
	(3)障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	22
3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	23
	(1)情報アクセシビリティの向上	23
	(2)意思疎通支援の充実	23
4	防災、防犯等の推進	25
	(1)防災対策の推進	25
	(2)防犯対策、消費者被害防止の推進	26
5	行政等における配慮の充実	27
	(1)選挙における環境の整備	27
	(2)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	27
6	保健・医療の推進	28
	(1)精神保健・医療の適切な提供等	28
	(2)保健・医療の充実等	28
	(3)障害の原因となる疾病等の予防・治療	29
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	30
	(1)意思決定支援の推進	30
	(2)相談支援体制の構築	30
	(3)地域移行支援、在宅サービス等の充実	31
	(4)障がいのあるこどもに対する支援の充実	32
	(5)障害福祉サービスの質の向上	33
8	教育の振興	34
	(1)インクルーシブ教育システムの推進	34
	(2)教育環境の整備	35
	(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実	35
9	雇用・就業、経済的自立	36
	(1)総合的な就労支援	36
	(2)経済的自立の支援	36
	(3)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	37
10	文化芸術活動・スポーツ等の振興	38
	(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた 社会環境の整備	38
	(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等 競技スポーツに係る取組の推進	38

第7期山陽小野田市障害福祉計画

第3期小野田市障害児福祉計画

目次

第1章 障がい者支援における成果目標の設定	39
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	39
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	40
3 地域生活支援の充実	41
4 福祉施設から一般就労への移行等	42
5 相談支援体制の充実・強化等	43
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	44
第2章 障害児支援における成果目標の設定	45
1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	45
2 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	46
3 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	47
4 発達障害児及び家族への支援体制の確保	48
第3章 障害福祉サービス等の円滑な推進	49
1 障害福祉サービス等の見込量の設定	49
(1)障害福祉サービス	49
(2)地域生活支援事業	61
第4章 障害児支援等の円滑な推進	68
1 障害児支援等の見込量の設定	68
(1)障害児支援	68
(2)その他の事業	71

参 考 資 料

目 次

1	用語解説(五十音順)・・・・・・・・・・・・・・・・	72
2	山陽小野田市障害福祉計画検討委員会委員名簿・・・・・・・・	82
3	計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・	83
4	山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例・・・・・・・・	84
5	アンケート調査結果の概要(障害者手帳所持者)・・・・・・・・	86
6	アンケート調査結果の概要(児童通所サービス利用保護者 及び特別支援学級在籍児童・生徒の保護者)・・・・・・・・	89
7	アンケート調査結果の概要(市民)・・・・・・・・・・・・・・・・	92

令和6年度～令和11年度

第5次山陽小野田市障害者計画

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成30年（2018年）3月に、「第4次山陽小野田市障がい者計画」を策定し、「第6期山陽小野田市障がい福祉計画」「第2期山陽小野田市障がい児福祉計画」とあわせて、障がい者及び障がい児の福祉施策を推進してきました。

国においては、障害者基本法第1条において、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

この障害者基本法の下、障がい者差別の解消、障がい者に対する福祉サービスの提供、障がい者雇用の拡充、障がい者の社会参加を支援するところのバリアフリー推進などの様々な施策が展開され、国及び地方公共団体がそれぞれの役割分担の下で、取組を進めています。

こうした中で、「第4次山陽小野田市障がい者計画」の計画期間が令和6年3月に満了となることから、これまでの進捗状況を踏まえ、国の様々な障がい者施策の変化を反映させ、市として推進することを目的として、令和6年度からの6年間の計画期間とする「第5次山陽小野田市障害者計画」を策定します。あわせて、具体的な障害福祉サービスの提供量等を示す「第7期山陽小野田市障害福祉計画」「第3期山陽小野田市障害児福祉計画」を策定し、本市の障がい者及び障がい児の福祉施策を一体的かつ効率的に推進します。

この計画における「障害」の表記については、障害という言葉が人や人の状態を表すときは、「障がい」とします。国の法令及び地方公共団体の条例等の名称及びそれらで使用されている用語のほか、施設名、法人名、団体名等の固有名詞については、そのまま「障害」と表記します。

2 計画の位置付け及び役割

本計画は、障害者基本法を根拠とする障害者基本計画です。国の「障害者基本計画（第5次）」、山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」、本市の「山陽小野田市総合計画」及び「山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、「山陽小野田市障害福祉計画」や「山陽小野田市障害児福祉計画」との整合性を図りながら、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針となるものです。

○山陽小野田市障害者計画

根拠法	障害者基本法第11条第3項
役割	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
計画期間	第5次：令和6年度～令和11年度（6年間）

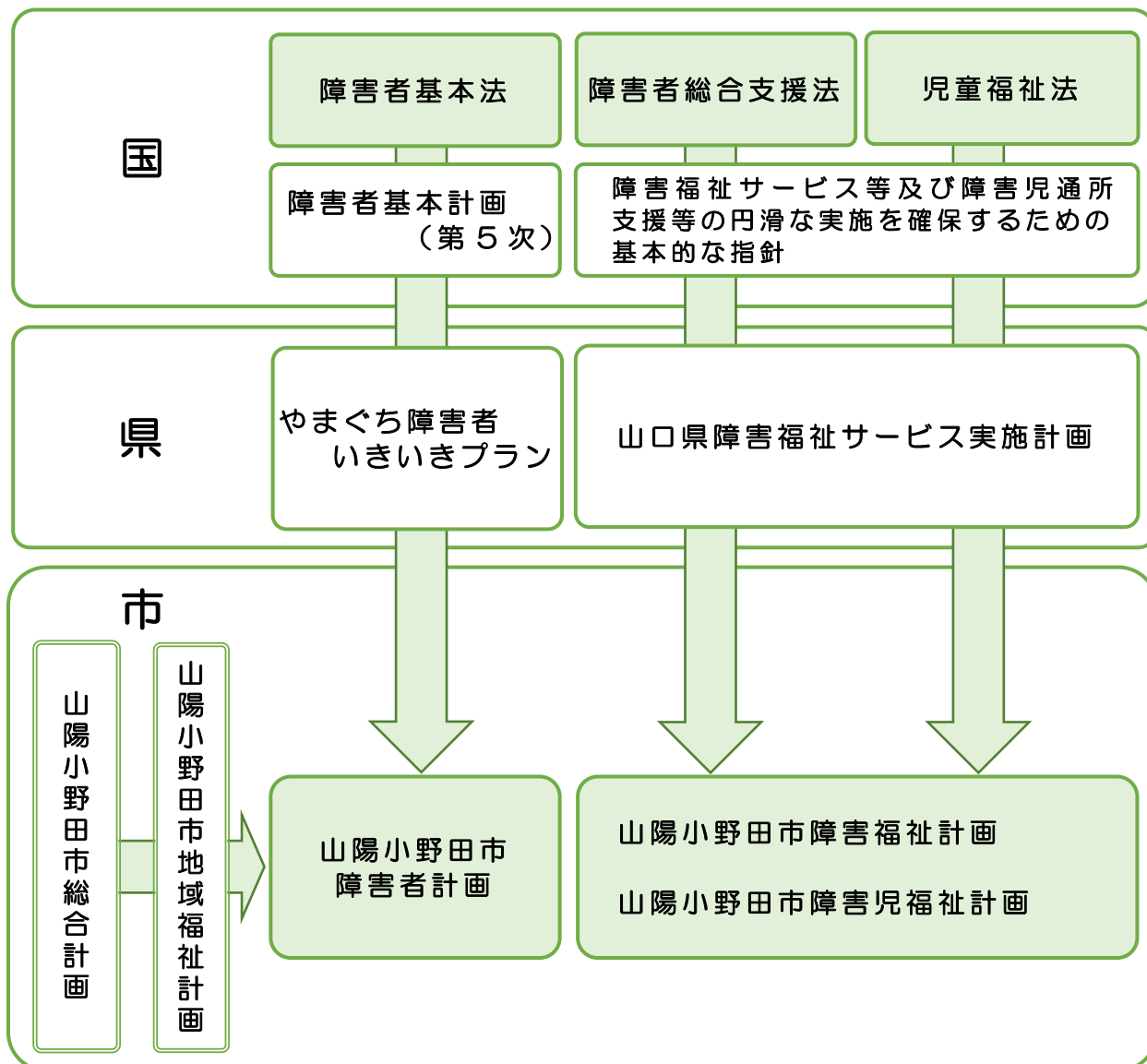
○山陽小野田市障害福祉計画

根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項
役割	障害福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
計画期間	第7期：令和6年度～令和8年度（3年間） 第8期：令和9年度～令和11年度（3年間）

○山陽小野田市障害児福祉計画

根拠法	児童福祉法第33条の20第1項
役割	障害児通所支援等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
計画期間	第3期：令和6年度～令和8年度（3年間） 第4期：令和9年度～令和11年度（3年間）

○計画の位置付けと関連計画



3 計画の期間

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
山陽小野田市障害者計画	第5次					
山陽小野田市障害福祉計画	第7期			第8期		
山陽小野田市障害児福祉計画	第3期			第4期		

4 計画の対象となる障がい者の定義

この計画における障がい者は、障害者基本法、障害者総合支援法を踏まえて、「身体障害者、知的障害者、及び精神障害者（発達障害者を含む。）並びに難病の人[※]」であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとします。

また、この計画における障がい児は、児童福祉法に基づき、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）又は難病の児童[※]」とします。

※難病の人、難病の児童

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 略

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下精神障害者という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

(1) 乳児 満1歳に満たない者

(2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

(3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において発達障害者とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを進めるための基礎資料とすることを目的として、①障害者手帳所持者、②児童通所サービス利用保護者及び特別支援学級在籍児童・生徒の保護者、③①と②を除く市民に対し、アンケート調査を実施しました。

(2) 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会での検討

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、障害福祉に係る団体の代表者、市民等で構成される山陽小野田市障害福祉計画検討委員会を開催し、幅広い見地から検討を行いました。

(3) 市民意見公募(パブリックコメント)の実施

計画の趣旨や内容等に対し、広く市民から意見や情報を求め、これを考慮した計画を策定するため、計画に対する市民意見公募(パブリックコメント)を実施します。

6 計画の推進体制と進行管理

本市における障がい者施策の推進に当たっては、関係各部署の主体的な取組はもとより、雇用、教育、医療等の様々な分野と連携した体制構築や総合的な取組が必要です。

また、本計画における実効性を確保するために、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、障害福祉に係る団体の代表者、市民等で構成される「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」を開催しています。同委員会では計画の達成状況を点検することで進捗状況を把握し、分析・評価や課題の抽出など適切な進行管理を行い、課題等については関係者からの意見を集約しながら PDCA サイクルに基づいて着実な推進を図ります。

第2章 障がい者を取り巻く現状について

1 障がい者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、身体障害、知的障害、精神障害を合わせて、令和5年度（2023年度）4月1日現在で3,502人となり、令和2年度（2020年度）と比較して49人、市人口比で0.1%減少しています。

障がい者別の内訳で見ると、身体障害者手帳の所持者が2,459人、療育手帳の所持者が548人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が495人となっています。

障害者手帳の所持者数は、市の人口の6%です。

（各年度4月1日現在）（人）

区分	平成29年度	令和2年度	令和5年度
身体障害者手帳	2,771	2,627	2,459
療育手帳	504	515	548
精神障害者保健福祉手帳	378	409	495
合計	3,653	3,551	3,502
市人口	63,777	62,059	59,797
市人口比（%）	5.73	5.72	5.86

※市人口は住民基本台帳に基づく市民課集計数

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別所持者数

令和5年度（2023年度）の身体障害者手帳所持者数は2,459人で、人口比では減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数全体に占める割合は重度が多く、障害等級が1級から3級までの方は全体の63%です。

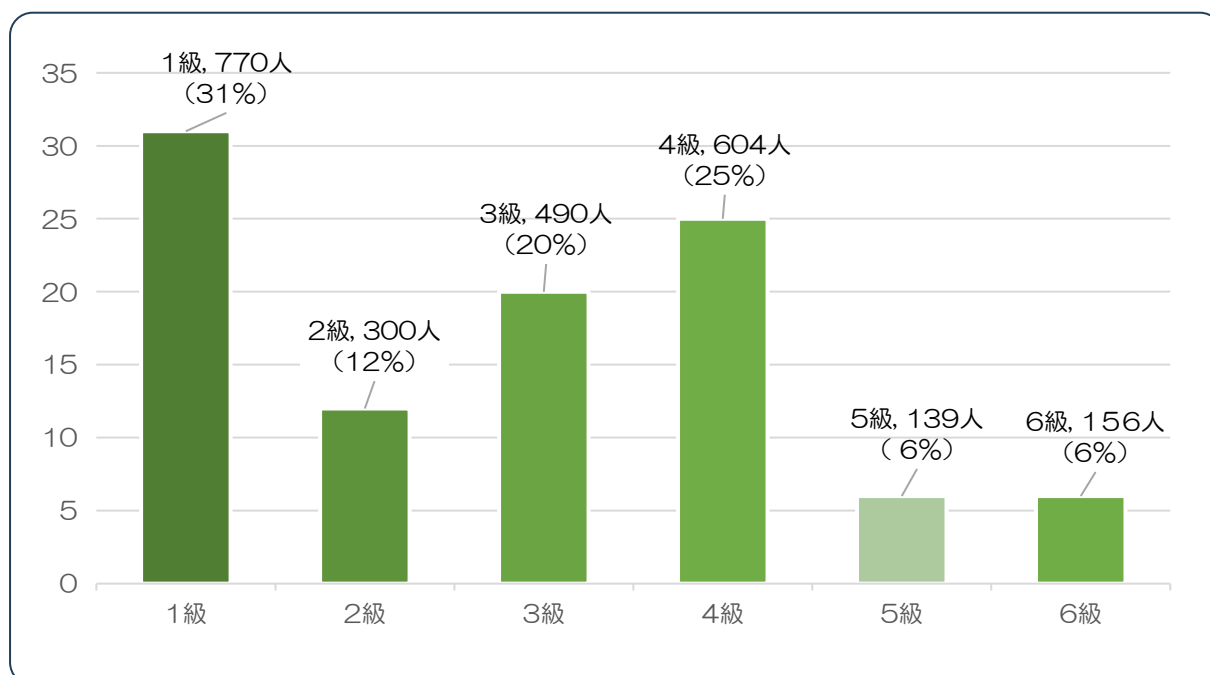
障害の等級については、1級から7級まであり、1級が最重度です。（手帳の交付は6級までです）

（各年度4月1日現在）（人）

等級	平成29年度	令和2年度	令和5年度
1級	898	854	770
2級	388	336	300
3級	533	501	490
4級	663	640	604
5級	135	136	139
6級	154	160	156
合計	2,771	2,627	2,459
市人口	63,777	62,059	59,797
市人口比（%）	4.34	4.23	4.11

※市人口は住民基本台帳に基づく市民課集計数

令和5年度（2023年度）身体障害者手帳等級別所持者の割合



②年齢別所持者数

令和5年度（2023年度）の身体障害者手帳の所持者数のうち、65歳以上の高齢者の割合は79%と、身体障がい者における高齢者の割合が高くなっています。

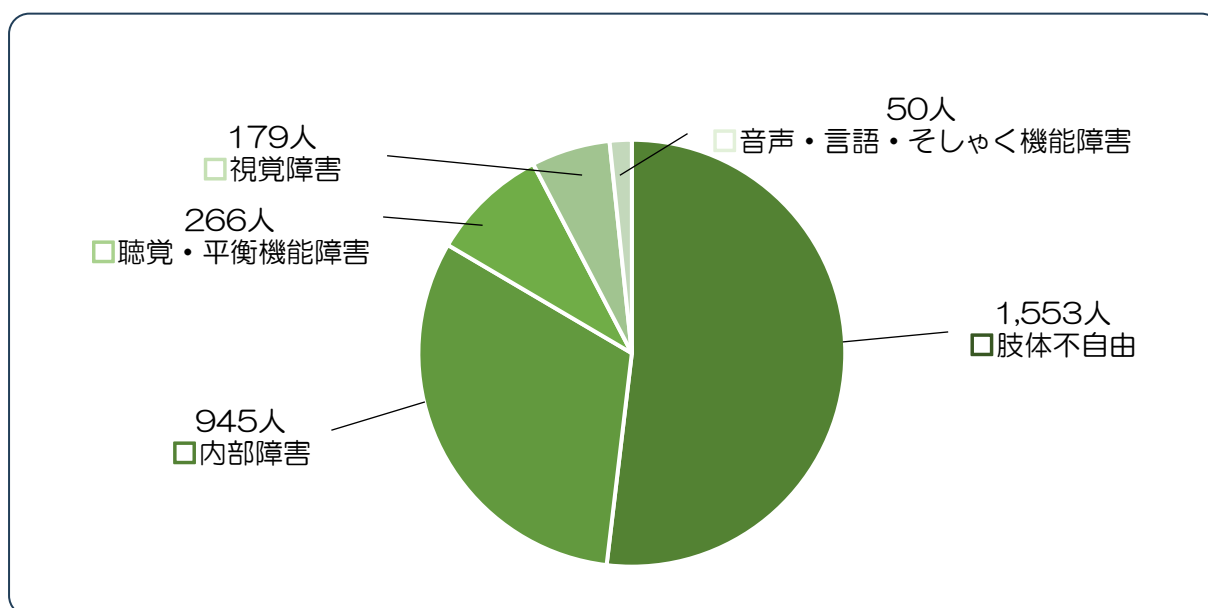
（各年度4月1日現在）（人）

年齢	平成29年度	令和2年度	令和5年度	令和5年度割合
0歳～5歳	6	3	4	0.2%
6歳～17歳	38	28	20	0.8%
18歳～59歳	386	368	350	14.2%
60歳～64歳	247	165	136	5.5%
65歳以上	2,094	2,063	1,949	79.3%
合計	2,771	2,627	2,459	100.0%

③障害種別所持者数

障害の種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害となっています。

令和5年度（2023年度）障害種別所持者数



※障がい者が重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

障害種別の内訳

(各年度 4 月 1 日現在)(人)

	平成 29 年度	令和 2 年度	令和 5 年度
視覚障害	193	176	179
聴覚障害	244	255	257
平衡機能障害	10	7	9
音声・言語・そしゃく機能障害	60	51	50
肢体不自由(上肢)	587	522	474
肢体不自由(下肢)	1,136	997	876
肢体不自由(体幹)	142	131	136
肢体不自由(脳原上肢)	31	31	29
肢体不自由(脳原移動)	40	40	38
心臓機能障害	571	578	554
じん臓機能障害	208	210	199
呼吸器機能障害	86	79	59
ぼうこう・直腸機能障害	111	127	119
小腸機能障害	3	1	1
免疫機能障害	4	5	5
肝臓機能障害	6	8	8
合計	3,432	3,218	2,993

※障がい重複する方がいるため、手帳所持者数の合計とは一致しない。

(3) 療育手帳所持者の状況

① 年齢別・程度別所持者数

令和5年度（2023年度）の療育手帳所持者数は548人で、年々増加傾向にあります。

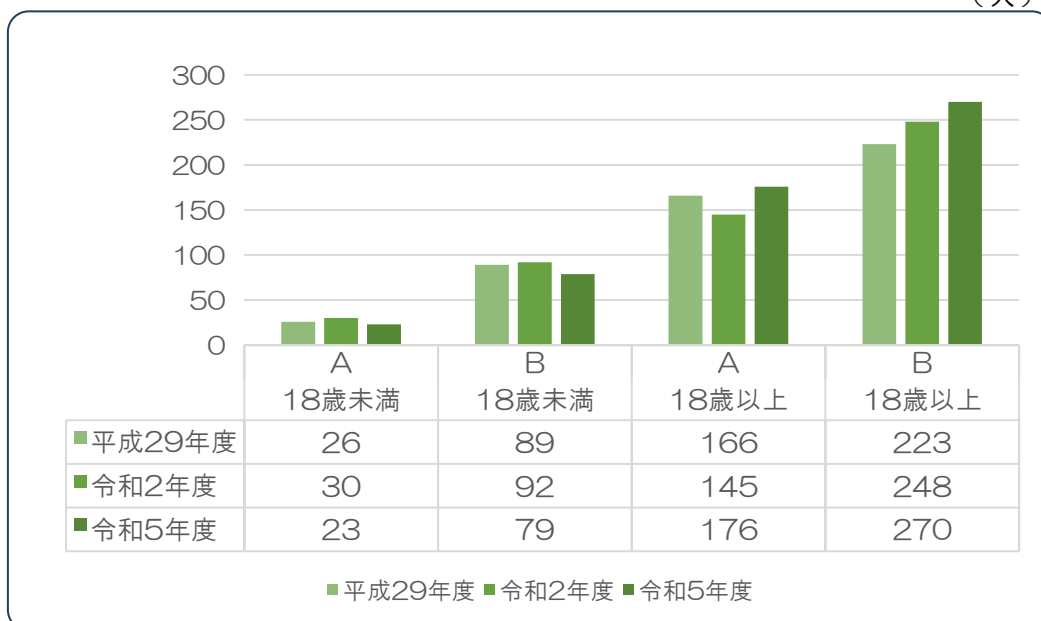
障害の程度については、A判定とB判定があり、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度です。

（各年度4月1日現在）（人）

年齢	程度	平成29年度	令和2年度	令和5年度
18歳未満	A	26	30	23
	B	89	92	79
	合計	115	122	102
18歳以上	A	166	145	176
	B	223	248	270
	合計	389	393	446
合計	A	192	175	199
	B	312	340	349
	総合計	504	515	548
市人口		63,777	62,059	59,797
市人口比（％）		0.79	0.83	0.92

※市人口は住民基本台帳に基づく市民課集計数

（人）



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①年齢別・等級別所持者数

令和5年度（2023年度）の精神障害者保健福祉手帳所持者数は495人で、年々増加傾向にあります。

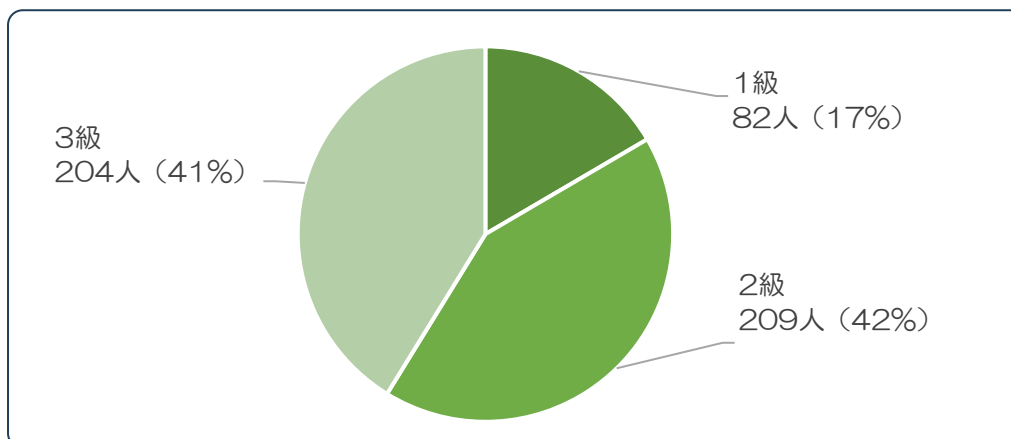
障害の等級については、1級から3級まであり、1級が最重度です。

（各年度4月1日現在）（人）

年齢	等級	平成29年度	令和2年度	令和5年度
18歳未満	1級	1	0	0
	2級	2	2	1
	3級	13	18	17
	合計	16	20	18
18歳以上	1級	84	78	82
	2級	175	179	208
	3級	103	132	187
	合計	362	389	477
合計	1級	85	78	82
	2級	177	181	209
	3級	116	150	204
	総合計	378	409	495
市人口		63,777	62,059	59,797
市人口比（%）		0.59	0.66	0.83

※市人口は住民基本台帳に基づく市民課集計数

令和5年度精神障害者保健福祉手帳等級別所持者の割合



②精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、自立支援医療（精神通院医療）受給者の割合

精神障害者保健福祉手帳の所持者の中で、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は73%を超えています。

（各年度4月1日現在）（人）

状況	平成29年度	令和2年度	令和5年度
手帳所持者数	378	409	495
精神通院医療受給者数	248	305	362
割合（%）	65.6	74.6	73.1

(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向にあり、受給に合わせて障害福祉サービスの給付も増えています。

（各年度4月1日現在）（人）

状況	平成29年度	令和2年度	令和5年度
精神通院医療受給者数	1,019	1,128	1,134

(6) 障害支援区分審査判定の状況

障害福祉サービスのうち、介護給付のサービスを利用するためには、障害支援区分の判定が必要となります。

障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる支援の度合いを総合的に示すもので、1から6まであり、6が最重度です。

障害支援区分は、聞き取りによる認定調査の一次判定結果及び医師意見書により、障害支援区分認定審査会において認定します。

●障害支援区分の認定状況

令和5年4月1日現在（人）

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	0	4	6	5	7	13	35
	施設入所者	0	0	0	1	2	3	25	31
知的	在宅者	0	4	15	32	27	35	12	125
	施設入所者	0	0	0	4	10	18	30	62
精神	在宅者	0	3	14	8	2	0	1	28
	施設入所者	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	在宅者	0	7	33	46	34	42	26	188
	施設入所者	0	0	0	5	13	21	55	94
割合 (%)	在宅者	0	100	100	90.2	72.3	66.7	32.1	66.7
	施設入所者	0	0	0	9.8	27.7	33.3	67.9	33.3

(7) 障がい者の雇用状況

民間企業における障害者法定雇用率は、令和3年（2021年）3月に2.2%から2.3%へ引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員45.5人以上から43.5人以上に変更になりました。

さらに、令和6年（2024年）4月以降、障害者法定雇用率は2.5%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲は、従業員40.0人以上と強化されます。

障がい者の一般就労については、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所や障害者就業・生活支援センターなどが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度6月1日）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内対象企業数 （箇所）	186	184	184	187	180	178
管内雇用 障がい者数（人）	705.5	715.5	724.5	705.5	694.0	709.5
管内雇用率（%）	2.19	2.26	2.28	2.21	2.33	2.41
県雇用率（%）	2.58	2.59	2.61	2.60	2.68	未 確 定
国雇用率（%）	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25	

※障害者法定雇用率・・・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1人を2人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は1人を0.5人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は1人を1人としてカウントしています。

2 障がい者施策に関する法制度等の動き

年	主な法制度等の動き
H17	◆ 発達障害者支援法施行
H18	◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）施行 ◆ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）施行
H24	◆ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）施行
H25	◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行 ◆ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）施行
H26	◆ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）批准
H27	◆ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行
H28	◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行 ◆ 障害者基本法改正法施行
H30	◆ 障害者総合支援法改正法施行 ◆ 児童福祉法改正法施行 ◆ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）改正法施行 ◆ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
R元	◆ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）施行 □ 山口県手話言語条例施行
R2	◆ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行 ○ 山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例施行
R3	◆ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）施行
R4	◆ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）施行 □ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例施行
R5	◆ 障害者基本計画（第5次）閣議決定・国会報告
R6	◆ 障害者総合支援法改正法施行予定 ◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）改正法施行予定

◆ 国の動き、□山口県の動き、○市の動き

3 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

計画策定及び今後の市の障がい者施策推進のための基礎資料とするため、障害者手帳所持者、障がい児の保護者、一般市民に対して、アンケート調査を行いました。

(2) 調査対象者及び人数（基準日：令和4年（2022年）11月1日）

①障害者手帳所持者 1,173人

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している障がい者

②障がい児の保護者 328人

児童通所サービス利用保護者及び特別支援学級在籍児童・生徒の保護者

③一般市民 3,000人

障害者手帳所持者、障がい児の保護者を除く一般市民

(3) 調査方法

郵送による配布及び回収により実施。

なお、特別支援学級在籍児童・生徒の保護者については小中学校を通じて配布回収。

(4) 実施期間

令和4年（2022年）11月～令和5年（2023年）1月

(5) 回収結果

調査対象者	送付数	回収数	回収率
①障害者手帳所持者	1,173人	475人	40.5%
②障がい児の保護者	328人	234人	71.3%
③一般市民	3,000人	1,159人	38.6%

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく共生することができるまちづくり

2 施策体系

基本理念				
障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく共生することができるまちづくり				
計画	基本施策	計画	基本事業等	
障害者計画	1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	障害福祉計画・障害児福祉計画	1 障害福祉サービスの充実	
	2 安全・安心な生活環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業 ・障がい者（児）の保健・医療の充実事業 ・障がい者の地域生活支援事業（サービス） ・障がい者福祉施設管理運営事業 ・障がい者福祉施設維持整備事業 	
	3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実		2 障がい者が安心して暮らせる地域づくり	
	4 防災、防犯等の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会参加促進事業 ・バリアフリー推進事業 ・障がい者の地域生活支援事業（地域づくり）
	5 行政等における配慮の充実			
	6 保健・医療の推進			
	7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進			
	8 教育の振興			
	9 雇用・就業、経済的自立の支援			
	10 文化芸術活動・スポーツ等の振興			

第4章 施策推進の方向

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的な考え方】

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、国・県、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性を高めます。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

【現状と課題】

- ・ 判断能力が不十分な障がい者には山陽小野田市社会福祉協議会と連携を図り、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類の預かりサービスなどを行う日常生活自立支援事業を周知し、支援しています。
- ・ 金銭管理や利用契約に関する判断能力が不十分な障がい者の権利を擁護するため、市成年後見制度利用促進協議会を通じて、成年後見制度の周知啓発や利用の促進を図っています。
- ・ 成年後見制度の利用に必要な経費の負担が困難な方には、その費用の一部を助成し、申立人がいない方には、市長が代わって申立人になり、制度の利用を図ります。
- ・ 障がい者虐待に対応するため、市障害福祉課に山陽小野田市障がい者虐待防止センターを設置しており、虐待通報に対して迅速に対応し、適切な支援に努めています。
- ・ 市自立支援協議会においては、障害福祉サービス事業所の職員が、障がい者の権利擁護、障がい者等に対する虐待の防止や虐待が発生した場合の対応について理解を深める研修を行っています。
- ・ 市民アンケートでは、「障がいのある方への虐待を発見した場合、通報をしますか。」という問いに対して、「通報する」という回答が85%ありました。一方で「通報しない」という回答をした理由として、「虐待なのかどうか判断できないため」「どこに通報したらよいかわからないため」という回答が81%になりました。

《推進方向》

- 障がい者の権利擁護の取組を継続し、地域で安心して暮らせるよう支援します。
- 令和4年12月に設置された山陽小野田市消費者安全確保地域協議会において、市消費生活センター、警察署等と連携しながら、障がい者の消費者被害の早期発見、早期解決の取組を進めていきます。
- 市民に向けて、障がい者虐待についての理解、虐待が起きているときだけでなく、虐待が疑われるときも通報できること、通報者の情報は守られることなどの周知を図り、虐待の早期発見につなげていきます。また、山陽小野田市障がい者虐待防止センターの認知を高めていきます。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

- ・ 障害者差別解消法の一部を改正する法律が令和6年(2024年)4月に施行されます。事業者による合理的配慮の提供の義務化や国・地方公共団体の連携強化などの障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が図られています。
- ・ 障がい者、医療関係者、法曹関係者、事業者などで構成する市障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、差別の解消に向けて取り組んでいます。
- ・ アンケート結果によると、障害があることで差別を受けるなど嫌な思いをしたことがある方が、障害者手帳所持者・障害福祉サービス利用者では、54%、児童通所サービス利用保護者及び特別支援学級在籍児童・生徒の保護者では、43%となりました。
- ・ 市では障がい者差別の解消に向け、障がいのある人に対する市民の正しい理解を深め、地域における共生社会の実現に向けた取組の一つとして、令和元年度からヘルプカードの周知啓発に取り組んできました。ヘルプカードを知らない人が、障害者手帳所持者・障害福祉サービス利用者アンケートでは70%、市民アンケートでは33%いました。

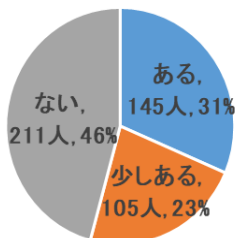
《推進方向》

- 障害や障がいのある人に対して幅広く市民の理解を深め、障がい者差別の解消につなげるため、「障害者週間」を契機とする広報活動や出前講座を行うとともに、市職員を対象とした研修を行います。
- 障がい者差別の解消の推進、地域共生社会の実現へ向けて、ヘルプカードの認知度を向上させ、利用が進むよう、周知啓発を継続します。

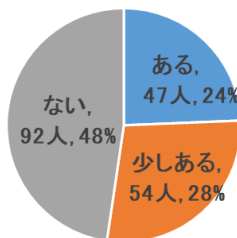
※参考資料

アンケートのうち「障がいがあることで差別を受けたことがある、嫌な思いをしたことがある」の回答結果

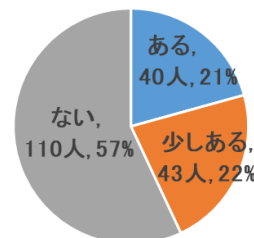
○障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをしたことがありますか。



① 障害者手帳所持者

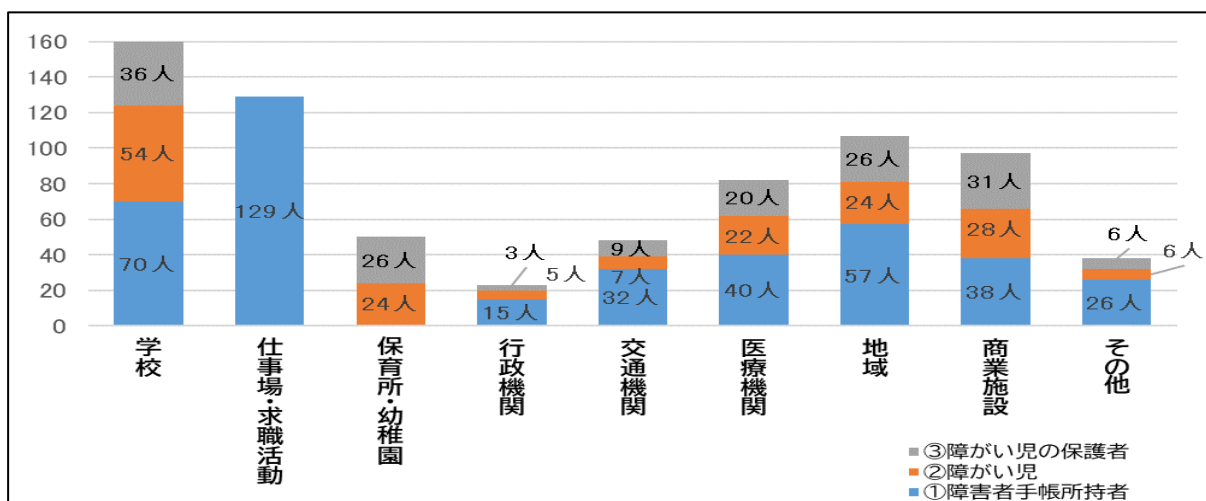


② 障がい児



③ 障がい児の保護者

○どのような場所で嫌な思いされましたか。



※仕事場・求職活動は障害者手帳所持者のみの選択肢です。

※保育園・幼稚園等は障がい児と障がい児の保護者のみの選択肢です。

○嫌な思いをした内容について、自由記載により回答のあったものは以下のとおりです。（回答の一部を要約して抜粋）

【仕事場】

- ・新しく交代した上司に大声で「障がい者は雇わない」と言われた。
- ・「障がい者なんだから」と馬鹿にされ、自分の行動や言葉を仕事に馬鹿にされる。

【学校】

- ・「心の病気は病気じゃない、さぼり」と高校の先生に言われた。
- ・小学生の頃、クラスの隣の席の子が、国語の時間に辞典で「障害者」を調べて、大きな声で読み上げる等嫌がらせを受けた。

【地域】

- ・変な目で見られる。近寄ってこない。ジロジロ見られる。
- ・車いすで買い物に来ると邪魔になると言われた。

【その他】

- ・保育園の先生に「おたくの子供さんは普通ではありません」と面と向かって言われた。「どうかして欲しい」と退園を求められた。

2 安全・安心な生活環境の整備

【基本的な考え方】

障がい者がそれぞれの地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

(1) 住宅の確保

【現状と課題】

- ・ 障がい者等が地域で安心して生活していくために、日常生活用具の給付及び段差解消等の住宅改修に対する支援を行っています。
- ・ 市営住宅については、障がい者が入居しやすい選考を行っており、単身入居を可能としています。
- ・ 入所施設や病院からの地域移行を希望する障がい者が、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携を図り、地域移行の推進に取り組んでいます。

《推進方向》

- 引き続き、日常生活用具の給付及び住宅改修費に対する支援を行います。
- 市営住宅については、建築住宅課と連携し、障がい者の入居支援に引き続き取り組みます。

(2) アクセシビリティに配慮した施設等の促進

【現状と課題】

- ・ 障がい者や高齢者をはじめ、誰もが使いやすい施設や設備などをつくろうという、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、福祉のまちづくりを推進しています。
- ・ 公共施設の整備については、バリアフリー法や山口県福祉のまちづくり条例に基づいて整備を進めており、社会環境の変化等による新たなニーズを踏まえて、今後も整備を進める必要があります。
- ・ 歩行や車の乗降が困難な障がい者や高齢者等が、公共施設や店舗等の民間施設を訪れた際に必要な駐車スペースを確保できるように、県では「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」を実施しています。

《推進方向》

- ユニバーサルデザインの考え方について、引き続き、普及・啓発を図ります。
- 公共施設を新しく整備するときや既存施設を大規模に改修するときなどの機会を捉え、その時々水準に適合した多目的トイレ、エレベーターやスロープ等の設置に取り組みます。
- 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の利用について、市民の制度理解を深めるため、引き続き普及・啓発を行います。

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【現状と課題】

- ・ 精神疾患に関する正しい知識の普及や理解を進めるための精神保健福祉講座を開催しています。
- ・ 障がい者等が災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに周囲の配慮や手助けをお願いするヘルプカードの普及・啓発を行っています。
- ・ バリアフリー法に基づき、障がい者や高齢者をはじめ、誰もが利用しやすい施設や設備等となるよう、バリアフリー化を進めています。

《推進方向》

- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあう心のバリアフリーを推進します。
- 山口県が取り組んでいる、障がい者等が住みやすい地域社会を実現するための、あいサポート運動等を推進します。

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的な考え方】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器の提供の促進等を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

あわせて、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

- ・ 視覚障がい者の行政情報のアクセシビリティの向上を図るため、広報や障がい福祉のしおりを点訳化又は音訳化し、視覚障がい者に提供しています。
- ・ 視覚障がい者を対象に、拡大読書器等、聴覚障がい者を対象に、通信装置等の情報・意思疎通支援用具の給付を行うことにより、日常生活における情報アクセシビリティの向上を支援しています。

《推進方向》

- 視覚障がい者に、引き続き点字化又は音訳化した広報や障がい福祉のしおりを作成配布するとともに、障害者計画概要版や障がい福祉のしおりへの音声コードの付記に努めます。
- 令和5年度より、人工内耳用電池等が日常生活用具の給付対象となったことについて、広く周知に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- ・ 聴覚・言語障がい者等の積極的な社会参加を促進していくために、市が各種催しを開催する際には、手話通訳者や要約筆記者を配置するよう努めています。
- ・ 聴覚障害等のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援を行っています。
- ・ 聴覚障がい者のニーズに応えるため、手話通訳や要約筆記のできる人材の育成・確保が必要です。
- ・ 市窓口において、遠隔手話サービス業者の手話通訳者とテレビ電話形式で手話通訳を受けられる、遠隔手話サービスを行っています。

《推進方向》

- 意思疎通を図るために支援が必要な障がい者等に手話通訳又は要約筆記等の意思疎通支援者の派遣を行い、円滑な意思疎通支援の実施を図ります。
- 意思疎通支援体制の更なる充実を図るため、継続して手話奉仕員を養成します。
- 手話奉仕員から手話通訳者、手話通訳士と手話通訳のレベルアップを図り、円滑な意思疎通支援の実施が図られるよう、県との連携を図ります。
- 遠隔手話サービスについて、更なる周知を図ります。

4 防災、防犯等の推進

【基本的な考え方】

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報伝達や避難支援、福祉避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災に向けた取組を推進します。

また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

(1) 防災対策の推進

【現状と課題】

- ・ 障がい者が適切に災害情報等を取得できるよう、防災メール、市公式 LINE、防災ラジオなどの情報伝達ツールについて、周知しています。
- ・ 災害時における障がい者の緊急受入先について、障害者支援施設と連携して確保しています。
- ・ 避難所生活が長期に及び見通しとなった場合は、障がい者が避難できる福祉避難所を設置します。
- ・ 言語障がい又は聴覚障がいのある方が、スマートフォン等によって火災や救急等の119番通報ができるシステムとして、FAX119番、メール119番、Net119番緊急通報システムを周知しています。

《推進方向》

- 障がい者が利用できる情報伝達ツールの周知、利用方法の啓発を継続します。
- 避難行動要支援者となった障がい者のうち、特に配慮が必要な方についての見守り活動、避難誘導等の支援策の作成に取り組みます。
- 福祉避難所において障害特性に応じた支援と合理的配慮の提供が可能となるよう、福祉避難所の環境整備に努めます。

(2) 防犯対策、消費者被害防止の推進

【現状と課題】

- ・ 聴覚障がい者等が緊急時に、スマートフォン等を利用して文字等で警察に通報できるシステムとして、110番アプリシステムを周知しています。
- ・ 消費生活上、特に配慮を要する高齢者及び障がい者等の消費者被害の早期発見、早期解決を目的とした見守り等のためのネットワークを構築するため、令和4年12月に山陽小野田市消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）を設置しました。

《推進方向》

- 110番アプリシステムの周知を継続します。
- 地域見守りネットワークを通じて提供される情報を、自立支援協議会等を通じて障害福祉サービス事業者や相談支援事業者と共有し、障がい者の消費者被害防止に取り組みます。
- 障がい者が消費者被害にあいそうになった場合、あった場合においても、地域見守りネットワークを活用し、障がい者の権利侵害を防ぎ、又は被害を最小限にするよう取り組みます。

5 行政等における配慮の充実

【基本的な考え方】

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

(1) 選挙における環境の整備

【現状と課題】

- ・ 視覚障がいを有する有権者に対して、投票所に点字の候補者名簿や点字による投票ができるよう点字器を配備しています。
- ・ 一部を除きほとんどの投票所において、車いすの設置や靴等を脱がずに土足で投票ができるようにしています。入口等に段差のある施設においてはスロープを設置し、スロープの設置ができない施設については、投票事務従事者により移動の補助を行っています。
- ・ 投票所に行くことができない障がい者で一定の要件を満たす人や指定病院等に入院・入所中の障がい者については、不在者投票を行うことができます。

《推進方向》

- 障がいを有する有権者が円滑に投票できるよう、投票所のバリアフリー化や代理投票等、投票環境の向上に努めます。
- 不在者投票等の制度について、引き続き周知・啓発を行います。

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

【現状と課題】

- ・ 障がい者等が、行政機関等での各種手続き等を行うためには、その障害の状況、程度等に応じた支援が必要です。そのため、市の新規採用職員に向けて、障がい者等に対する理解及び対応の研修を行っています。
- ・ 市が緊急時記者会見を行うときは、手話通訳者の配置に努めています。
- ・ 障害福祉課窓口では円滑に申請手続きを行えるようにするため、筆談ボードの設置や遠隔手話通訳ができるタブレットの配置を行っています。
- ・ 文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、点訳・音訳など分かりやすい方法で、市広報等を作成し、情報提供を行っています。

《推進方向》

- 引き続き、市における合理的配慮の提供及び障がい者理解の促進について取り組みます。

6 保健・医療の推進

【基本的な考え方】

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入院中の精神障がい者の地域移行を進めるとともに、地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行います。

障がい者が必要な医療を受けるための経済的負担を軽減するため、自立支援医療費の給付を行います。あわせて、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進めます。

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

【現状と課題】

- ・ 市民の不安や悩み等、こころの健康に関する相談を随時受け付けています。また、こころの健康に関する情報の提供も行っています。
- ・ 退院可能な精神障がい者に対しては、希望する地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等を提供しています。

《推進方向》

- 引き続き、こころの健康に関する情報の普及・啓発を図り、相談体制を確立していきます。
- 今後も精神障がい者が、希望する地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

(2) 保健・医療の充実等

【現状と課題】

- ・ 障害者総合支援法に基づき、障がい者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付等を行っています。
- ・ 高齢者を対象としたインフルエンザ及び肺炎球菌感染症の予防接種は、65歳以上の高齢者に加え、60歳以上65歳未満の内部障がい者（身体障害者手帳1級程度の障がい者）に対しても予防接種費用の一部を助成し、感染症の予防に努めています。

《推進方向》

- 障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために、自立支援医療の給付等を継続します。
- 障がい者を感染症から守り、安心して生活してもらうことができるよう、予防接種の費用の一部助成や優先接種に取り組みます。

(3) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

【現状と課題】

- ・ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見のため、ライフステージに応じた健康づくり事業や健康診査等を実施しています。

《推進方向》

- 障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療、妊娠期から高齢期までの健康の保持・増進等のため、保健・医療・福祉等各分野の関係機関との連携を図りながら、市民の健康増進に取り組みます。
- スマイルエイジングの推進により、市民及び団体・企業・行政などの多くの関係機関が横断的に連携しながら積極的に健康づくりに取り組むことで、市民の健康寿命の延伸を目指します。

【基本的な考え方】

障がい者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築します。

また、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

さらに、障がい者及び障がいのあることもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのあることもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。

(1) 意思決定支援の推進**【現状と課題】**

- ・ 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な方による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費の支払いが困難な方には、その費用の一部を助成し、申立人がいない方には、市長が代わって申立人になり、制度の利用を図ります。

《推進方向》

○引き続き意思決定の支援に配慮しつつ、判断能力が不十分な障がい者が、地域で安心して暮らせるよう支援します。

(2) 相談支援体制の構築**【現状と課題】**

- ・ 相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターを障害福祉課内に設置し、地域で生活する障がい者等の専門的な相談に応じる体制を整えています。
- ・ 相談支援事業所に相談業務を委託し、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応できる総合的な相談体制を整えています。
- ・ 障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定を行っています。
- ・ 市内の相談支援事業所の相談支援専門員の研修会を開催し、相談支援従事者のスキルアップを図っています。
- ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、当事者又は家族による相談支援の体制を整えています。

- ・ 発達障がい児やその家族が適切な支援を身近な地域で受けられるよう、地域の中核的な療育支援施設である、児童発達支援センターが中心となり、地域における支援チームを結成し、支援者の連携強化を図るとともに、支援者養成研修や、ペアレントメンターによる相談会を開催しています。

《推進方向》

○様々な相談体制を今後も維持し、きめ細やかな相談に対応します。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保を行っています。
- ・ 地域で生活する障がい者の支援を進めるために、地域生活支援拠点を整備し、市が委託している相談支援事業所において365日24時間の相談体制を確保しています。また、緊急時の受入対応として、入所施設において1床の空床確保を行っています。
- ・ 入所施設や病院からの地域移行を希望する障がい者が、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域での安定した生活の継続を支援する体制の充実を図る必要があります。アンケート結果からも、入所施設、病院から地域での生活を希望している障がい者がいることが分かりました。
- ・ 障がい者を介助している家族等の就労支援や介護負担の軽減、不安の解消等を図るため、障がい者の日中活動の場の確保（地域生活支援事業の日中一時支援）や短期入所等の必要なサービスを支給決定しています。

《推進方向》

- 支援内容が多様化する中、障がい者が個々の状態に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、今後も相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、個別支援計画に基づいた適切なサービスの提供を図ります。
- 地域生活支援拠点については自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行い、更に市、事業所間が連携し機能の充実を図ります。
- 地域移行を希望する障がい者が、地域生活へ円滑に移行できるよう、医療機関や障害者支援施設等と連携を図り、引き続き地域移行の推進に取り組めます。
- 障がい者の家族に必要な支援につなぐため、相談や障害福祉サービス等に関する情報を提供するとともに、必要なサービスが利用できるよう、引き続き家族支援に取り組めます。

(4) 障がいのあるこどもに対する支援の充実

【現状と課題】

- 幼稚園や保育所に入所している障がい児のために、障害の程度に応じて教員や保育士を加配し、個別の支援を行っています。
- 障がい児やその家族が身近な地域で適切な療育を受けることができるよう、児童福祉法に基づき児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供するとともに、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、障害者総合支援法に基づき居宅介護、短期入所、日中一時支援を提供しています。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者は平成29年度以降増加傾向にあります。
- 医療的ケア児に対応できるよう市内の公立保育園に、看護師を配置しています。
- 医療、保健、福祉、教育等の関係者による、医療的ケア児についての連絡会議を開催し、医療的ケア児を支援するための意見交換及び情報共有を行い、連携強化を図っています。
- 児童発達支援センターにおいて、発達障がい児やその家族に対する相談を行うとともに地域の、医療、保健、福祉等の関係者による支援チームを結成し、情報交換会を開催しています。

《推進方向》

- 保育所等訪問支援を積極的に活用し、障がい児の保育所等での受け入れを促進します。
- 障がい児保育を担当する保育士等の専門性の向上を図るため、児童発達支援センターと連携し、福祉保健教育関係機関の支援者養成研修を継続して開催します。
- 障がい児やその家族が、身近な地域で適切な療育、必要な支援を受けられるよう、引き続き障害児通所支援、障害福祉サービスを提供します。
- 医療的ケア児及びその家族に対し、県が委託している医療的ケア児支援センター等と連携して、医療的ケア児コーディネーターのスキルアップに取り組みます。
- 児童発達支援センターを中心として、今後も、関係機関が相互に連携しながら、支援体制の構築を推進します。

(5) 障害福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

- 障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、相談支援専門員を含む障害福祉サービス事業所等の職員を対象に自立支援協議会定例会において、月に1回、情報共有や権利擁護、ひきこもり支援、災害への備え等の研修を行っています。
- 市が指定する相談支援事業所に対して、定期的に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく実地指導を行い、事業所における苦情解決の促進、事業者における自己評価や外部評価により、サービスの質の向上に努めています。
- 難病患者も障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象であり、対象となる疾病については、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の検討を踏まえ、順次拡大されています。市においても難病患者に対して障害福祉サービスの支給決定を行っています。

《推進方向》

- 障害福祉サービス事業所等の職員が、障害者基本法、障害者差別解消法などを踏まえ、共生社会の理念を理解し、障がい者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、研修の実施等を継続して行います。
- 障害福祉サービス等を利用する障がい者等が、個々のニーズに応じた適切なサービスを選択することができるよう、個別支援計画を作成する相談支援事業所の相談支援専門員を対象に研修を実施し、支援のスキルアップを図ります。
- 難病患者に対する障害福祉サービスの提供に当たっては、県健康福祉センターとの連携を図り、難病の特性に配慮した適切な支給決定を行うとともに更なる周知を図ります。

8 教育の振興

【基本的な考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる社会モデルを踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

また、学校教育における障がいのある幼児児童生徒に対する支援を推進するため、障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、障がい者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための施策を推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

【現状と課題】

- ・ 児童生徒一人一人の障害の状態に応じた支援を行うため、特別支援学級を小学校に 29 学級、中学校に 17 学級（令和5年4月1日現在）設置しています。
- ・ 障がいのある児童生徒の就学先については、本人・保護者の意見を尊重し、校長、特別支援学級教育担当教諭、医師、学識経験者等を委員とする教育支援委員会を年3回開催し、決定しています。
- ・ スクールカウンセラーを活用して、障がいのある幼児児童生徒、保護者及び教職員に対する相談に対応しています。また、スクールソーシャルワーカーを活用して、児童生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連携、調整を行っています。
- ・ 保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携するため、医療的ケア児についての連絡会議を開催し、医療的ケア児の把握、情報共有及び必要な支援を行っています。
- ・ 学校等において、児童生徒に適切な対応ができるよう、学校における医療的ケア児ガイドラインの策定や、保健、医療、福祉、教育等の関係者による支援体制の在り方について、検討を始めています。
- ・ 乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果等により、本人及び保護者が早期に専門的な支援が受けられるよう保健、医療、福祉、教育等と連携しています。

《推進方向》

- 障がいのある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進め、インクルーシブ教育を推進していきます。

《推進方向》

- 医療的ケア児及びその家族に対し、県が委託している医療的ケア児支援センター等と連携して、医療的ケア児コーディネーターのスキルアップに取り組み、相談体制を強化していきます。
- 保健、医療、福祉、教育等の関係機関がお互いに連携を図り、今後も障害の早期の気づきとその後の適切な支援に努めます。

(2) 教育環境の整備

【現状と課題】

- ・ 特別支援教育センター（宇部総合支援学校）と協力して、小・中学校の特別支援教育体制を整えています。
- ・ 幼稚園、保育所、小・中学校に在籍する障がいのある幼児児童生徒の障害の程度に応じて教員や、保育士、特別支援教育支援員を加配し、個別の支援を行っています。
- ・ 学校施設のバリアフリー化の取組として、新しい校舎を建てる際は、トイレを洋式とするとともに、既存の校舎についても毎年定数を決めて、トイレを洋式化しています。

《推進方向》

- 保育所等訪問支援を積極的に活用し、障がい児の保育所等での受け入れを促進します。
- 学校施設のバリアフリー化に向けた取組を推進していきます。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

【現状と課題】

- ・ 地域学校協働活動推進員を各小・中学校に配置し、地域学校協働活動の組織的、継続的な実施を推進しています。障害の有無にかかわらず全ての子どもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、コミュニティ・スクールと一体的な運用を行い、従来の地域住民による学校支援から、児童生徒による地域貢献へと活動の幅を広げています。
- ・ 図書館では、点字図書、拡大図書、マルチメディアデジター図書に加え電子図書を導入し、視覚障がい者や聴覚障がい者にも対応した読書環境の整備を進めています。
- ・ 聴覚、言語障がい者等の積極的な社会参加を促進していくために、市が各種催しを開催する際には、手話通訳者や要約筆記者を配置するよう努めています。

《推進方向》

- 今後も、障がい者の読書環境の整備を促進します。
- 障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化など様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会の提供に努めます。

9 雇用・就業、経済的自立

【基本的な考え方】

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保します。

また、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

(1) 総合的な就労支援

【現状と課題】

- 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進しています。
- 公共職業安定所との連携を図りながら、障がい者に対して、各種障がい者雇用支援制度等を周知しています。
- 障がい者の就労ニーズに対応するため、障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者に対し就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施しています。

《推進方向》

- 働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、総合的な就労支援を行います。

(2) 経済的自立の支援

【現状と課題】

- 各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を活用し、経済的自立の支援を行っています。
- 障害年金を受給できる条件に該当する障がい者が、制度への理解が十分でないことで、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知をしています。

《推進方向》

- 引き続き、障がい者の経済的自立を支援します。

(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

【現状と課題】

- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労系事業所等からの物品の購入や役務の発注をしています。

《推進方向》

- 引き続き、毎年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、障がい者就労系事業所等からの物品の購入や役務の発注の促進に努めます。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【基本的な考え方】

全ての障がい者が、芸術及び文化活動へ参加することは、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実を図ります。さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくとともに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

【現状と課題】

- ・ 障害者週間にあわせて、市内の障害福祉サービス事業所等の利用者の作品展示を行っています。
- ・ 障がい者の創作活動等の発表の場である「山口県障害者芸術文化祭」への参加を周知しています。
- ・ 図書館では、点字図書、拡大図書、マルチメディアデイジー図書に加え、電子図書を導入し、視覚障がい者や聴覚障がい者にも対応した読書環境の整備を進めています。

《推進方向》

- 障がい者が文化芸術活動に親しんだり、余暇・レクリエーション活動を楽しんだりできる機会の提供に努めます。

(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

【現状と課題】

- ・ 山口県及び山口県障害者スポーツ協会が主催する「キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）」や「全国障害者スポーツ大会」派遣選手選考会などのスポーツ大会への出場を支援しています。
- ・ スポーツによるまちづくりの一つとして、パラリンピックを契機としたトップレベルのスポーツを身近に感じることができるとともに、障がい者スポーツへの理解と関心を深め、スポーツ機運の醸成を図っています。

《推進方向》

- 今後も、障がい者スポーツ大会の開催情報などについて、障がい者関係団体や障害福祉サービス事業所などへの周知に努めます。
- 障がい者がスポーツを楽しむことができるよう引き続き支援していきます。

令和6年度～令和8年度

第7期山陽小野田市障害福祉計画

第3期山陽小野田市障害児福祉計画

第 1 章 障がい者支援における成果目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、令和 8 年度（2026 年度）を目標年度とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、次に掲げる成果目標を設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では令和 4 年度（2022 年度）末時点の施設入所者数（継続入所者を除く。）の 6%以上が地域生活に移行するとともに、令和 8 年度（2026 年度）末の施設入所者数を令和 4 年度（2022 年度）末時点の施設入所者数から 5%以上削減するとされています。

市では、この考え方を基本にしながら、実現可能な目標設定をすることとし、第 6 期においては 3 年間で 1 人が地域生活へ移行したことを勘案し、次のとおりとします。

◆ 第 7 期成果目標

	数値	備考
基準時点の施設入所者数（A）	81 人	令和 4 年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数（B）	80 人	令和 8 年度末の施設入所者数
【目標値】 減少見込（A-B）	1 人	令和 8 年度末までの減少数
	1.2%	
【目標値】 地域生活移行者数	1 人	令和 8 年度末までの地域移行者数
	1.2%	

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

システムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等の関係機関が集まる場である自立支援協議会において、現状の把握を行い、課題を共有するなど、情報共有に努めます。

◆ 第7期活動指標

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	20人	20人	20人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人
② 地域定着支援の利用者数	3人	3人	3人
③ 共同生活援助の利用者数	23人	24人	25人
④ 自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
⑤ 自立訓練（生活訓練）	4人	4人	4人

3 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるため、自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入対応体制の確保等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を求めています。また、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしています。

市では平成31年（2019年）4月に地域生活支援拠点を整備しました。今後は、自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実を図ります。

また、令和6年度（2024年度）からの3年間で強度行動障害を有する者に関するニーズの把握に努めます。

◆第7期成果目標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーター配置人数	1名	1名	1名
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

4 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者が、地域で自立した生活を行うためには、能力と適性に合った雇用の場に就き、生活基盤の安定を図る必要があります。

福祉施設から一般就労に関し一般就労移行者数、就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定し、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行を推進します。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会の専門部会である就労部会において取組を進めます。

◆ 第7期成果目標

一般就労移行者数

令和3年度 (基準)	11人	令和8年度 (国の指針：基準の1.28倍)	14人
---------------	-----	--------------------------	-----

	令和8年度	国の指針
就労移行支援から	10人	1.31倍
就労継続支援A型から	3人	1.29倍
就労継続支援B型から	1人	1.28倍
一般就労移行者合計数	14人	1.28倍

就労定着支援事業の利用者数

令和3年度 (基準)	11人	令和8年度 (国の指針：基準の1.41倍)	16人
---------------	-----	--------------------------	-----

5 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉課内に設置している相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターと、市が委託している相談支援事業所が連携し、総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

◆ 第7期成果目標

基幹相談支援センターの設置

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有

地域の相談支援体制の強化

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域の相談支援従事者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30件	30件	30件
②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	25件	25件	25件
③地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回
④個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	2回	3回
⑤主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①事例検討実施回数	1回	1回	1回
②参加事業者・機関数	19か所	19か所	19か所
③専門部会の設置数	2部会	2部会	2部会
④専門部会の実施回数	8回	8回	8回

6

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

支援内容が多様化する中、障がい者が個々の状態に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

◆ 第7期成果目標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	4人	4人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有 (1回)	有 (1回)	有 (1回)

第2章 障害児支援における成果目標の設定

令和8年度（2026年度）を目標年度とする障害児福祉計画において必要な障害児通所支援等の提供体制を確保するため、次に掲げる事項に係る成果目標を設定します。

- 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 2 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 3 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- 4 発達障害児及び家族への支援体制の確保

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和元年度（2019年度）、市内に児童発達支援センターが開設され、同センターにおいて、保育所等訪問支援を行っています。

市は児童発達支援センターと連携し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進していきます。

◆第3期成果目標

児童発達支援センターの設置

令和5年度末までの目標	令和5年度末までの実績
市内に1か所確保	市内に1か所確保

※令和5年度は見込み

令和8年度末までの目標	
市内に1か所設置	国の指針：市内に児童発達支援センターを設置すること。

2

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、保護者等に周知していきます。地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

◆第3期成果目標

児童発達支援事業所の確保

令和5年度末までの目標	令和5年度末までの実績
圏域に1か所確保	圏域に2か所確保

※令和5年度は見込み

令和8年度末までの目標	
圏域に2か所確保	国の指針：市内に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保すること。単独で困難な場合は圏域単位で確保すること。

放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までの目標	令和5年度末までの実績
圏域に2か所確保	圏域に2か所確保

※令和5年度は見込み

令和8年度末までの目標	
圏域に2か所確保	国の指針：市内に主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保すること。単独で困難な場合は圏域単位で確保すること。

3

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

関係機関との連携を担う医療的ケア児コーディネーターを平成30年度から配置しています。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、市では令和元年度から、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場として、医療的ケア児に係る連絡会議を開催しています。

◆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和8年度末までの目標	
令和元年度に設置	国の指針：圏域及び市内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議等の場を設置

◆医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和8年度末までの目標	
平成30年度に配置	国の指針：医療的ケア児支援のため、市内において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

※参考 第2期実績（配置人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3	3	3

※令和5年度は見込み

4 発達障害児及び家族への支援体制の確保

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援プログラムや総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

第2期実績（受講者数及び人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントメンター養成研修の受講者数（保護者）	0人	1人	4人
ペアレントメンターの人数	1人	2人	6人
ピアサポートの活動への参加人数	-	6人	8人

※令和5年度は見込み

第3期見込み（受講者数及び人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンター養成研修の受講者数（保護者）	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	7人	8人	9人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	12人	14人

第3章 障害福祉サービス等の円滑な推進

1 障害福祉サービス等の見込量の設定

令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）までの実績値の傾向を読み取り、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までに必要なサービス量を見込みました。

サービス料の単位のうち人日とは月間の利用者人数に一人一月当たりの平均利用日数をかけて算出しています。

(1) 障害福祉サービス

●訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援があります。これらのサービスは在宅で生活している障がい者が自宅等や外出の際に利用することができます。

①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。

また、病院等に通院する場合や、官公署や指定相談支援事業所を公的手続や相談のために訪れる場合に、介助及び同行の支援を行う。

第6期実績（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
144 時間 17 人	199 時間 23 人	268 時間 26 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
268 時間 26 人	300 時間 29 人	330 時間 32 人

○見込量の設定

新規利用があり、利用人数は増加傾向です。

施設入所や介護保険への移行等で利用を終了する方もいることから、今後はゆるやかな増加を見込んでいます。

②重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者で、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行う。

外出時における移動中の介護を総合的に行うもので、1日の支援時間が3時間以上となる方が対象である。

第6期実績（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
26 時間 1 人	90 時間 1 人	113 時間 1 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
113 時間 1 人	163 時間 2 人	163 時間 2 人

○見込量の設定

利用人数は横ばいですが、利用時間は増加傾向です。サービス提供事業所が少ないため、居宅介護を代替えとして利用している方もいます。重度障がい者の地域生活を支えるためには、必要なサービスであり、今後、事業所の受け入れ体制が整えば、利用が増えるため、増加を見込みました。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方が外出する際、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な支援を行う。

第6期実績（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
55 時間 4 人	60 時間 4 人	15 時間 1 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
30 時間 2 人	45 時間 3 人	60 時間 4 人

○見込量の設定

利用者がサービスを変更したため減少しました。サービス提供事業所が少ないため、地域生活支援事業の移動支援を代替えとして利用している方もいます。障害特有のサービスであり、毎年1人ずつの増加を見込みました。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等で常に介護を必要とする方に、その障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護や排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行う。

第6期実績（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
○ 時間	○ 時間	○ 時間
○ 人	○ 人	○ 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用時間、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 時間	○ 時間	○ 時間
○ 人	○ 人	○ 人

○見込量の設定

現在利用はありません。

対応可能な事業所は、市内にありませんが、利用の希望があった場合は、圏域内で対応できる事業所を調整します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。

第6期実績（上段：年間利用時間、下段：実利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
○ 時間	○ 時間	○ 時間
○ 人	○ 人	○ 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：年間利用見込み時間、下段：実利用見込み人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 時間	○ 時間	○ 時間
○ 人	○ 人	○ 人

○見込量の設定

県内に指定サービス事業所がなく実績もないことから、利用は見込んでいません。

●日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。これらのサービスは、障害者支援施設、グループホームを利用している方のほか、在宅で生活している方が通所で利用することもできます。

◎生活介護

常に介護が必要な方に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談などに必要な日常生活上の支援を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を行う。

第 6 期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
3,060 人日 153 人	3,140 人日 157 人	3,200 人日 160 人

※令和 5 年度は見込み

第 7 期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3,260 人日 163 人	3,320 人日 166 人	3,380 人日 169 人

○見込量の設定

利用人数は増加傾向にあります。総合支援学校卒業後に利用される方も増えており、今後も増加を見込んでいます。

⑦自立訓練（機能訓練）

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者及び難病等対象者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

第6期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0 人日	0 人日	0 人日
0 人	0 人	0 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
0 人日	0 人日	0 人日
0 人	0 人	0 人

○見込量の設定

サービスを提供できる事業所が圏域になく、利用はありません。
圏域に指定サービス事業所がないことから利用は見込んでいません。

⑧自立訓練（生活訓練）

障がい者に、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

サービスの利用期間は原則として2年間となっている。

第6期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
21 人日	32 人日	90 人日
1 人	2 人	3 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
120 人日	90 人日	90 人日
4 人	3 人	3 人

○見込量の設定

新規利用もありますが、利用期間が2年間であるため、ほぼ横ばい傾向であり、今後も横ばいで推移すると見込みました。

⑨ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。

令和 7 年 1 0 月 1 日 施行 予定。

第 7 期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
— 人日	20 人日	20 人日
— 人	1 人	1 人

○見込量の設定

サービスの利用期間は、概ね 2 週間（最大でも 2 か月）であるため、最大の 2 か月利用すると想定し、月利用日数を見込みました。

月平均利用人数は、現在のサービスの中で、就労選択支援のサービス内容と類似している就労移行支援における暫定支給があるため、暫定支給の利用者の実績から見込みました。

⑩ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する 65 歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。

サービスの利用期間は原則として 2 年間となっている。

第 6 期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
266 人日	247 人日	320 人日
14 人	13 人	16 人

※令和 5 年度は見込み

第 7 期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
300 人日	300 人日	300 人日
15 人	15 人	15 人

○見込量の設定

新規利用もありますが、利用期間が 2 年間であるため、ほぼ横ばい傾向であり、今後も横ばいで推移すると見込みました。

⑪ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

第6期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
400 人日 20 人	480 人日 24 人	540 人日 27 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
800 人日 40 人	900 人日 45 人	1,000 人日 50 人

○見込量の設定

利用人数は増加傾向にあります。市内に事業所が新設されたことから、今後も増加すると見込みました。

⑫ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、通常の事業所に雇用されていたが年齢、心身の状態などの事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難であった方について、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。

第6期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3,258 人日 181 人	3,230 人日 190 人	3,349 人日 197 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
3,690 人日 205 人	3,780 人日 210 人	3,870 人日 215 人

○見込量の設定

利用人数は増加傾向にあります。

介護保険等への移行による減少もありますが、それ以上に新規の利用が増えており、今後も増加すると見込みました。

⑬ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者であって、就労に伴う環境変化により生活面での課題が生じている方に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。

第6期実績（月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
7人	12人	12人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（実利用見込み人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
14人	14人	14人

○見込量の設定

一般就労への移行に伴い変動します。就労系事業所の新規開設もあったことから、利用人数の増加を見込みました。

⑭ 療養介護

病院において日常生活上の世話や医療を必要とする障がい者であって、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行う。

第6期実績（月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人	11人	11人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
11人	11人	11人

○見込量の設定

令和4年度から1名新規で利用開始しました。
今後は横ばいで推移すると見込んでいます。

⑮ 短期入所

在宅で障がい者等の介護をする方が病気の場合などに、障害者支援施設等へ短期間入所し、夜間も含め入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行う。

第6期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
49 人日	48 人日	50 人日
7 人	8 人	10 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
50 人日	60 人日	60 人日
10 人	12 人	12 人

○見込量の設定

利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると見込みました。

● 居住系サービス

居住系サービスは夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせての利用ができます。サービスとしては、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

⑯ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。

第6期実績（月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0 人	0 人	0 人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 人	1 人	1 人

○見込量の設定

障害者支援施設等から地域での一人暮らしを希望する者の中で、1人の利用を見込みました。

⑰ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居に入居している障がい者に、夜間や休日にその住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先等の関係機関との連絡、その他必要な日常生活上の世話をを行う。

第 6 期実績（月平均利用人数）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
63 人	68 人	74 人

※令和 5 年度は見込み

第 7 期見込み（月平均利用人数）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
77 人	80 人	83 人

○見込量の設定

利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると見込みました。

⑱ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間や休日において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第 6 期実績（月平均利用人数）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
78 人	78 人	80 人

※令和 5 年度は見込み

第 7 期見込み（月平均利用人数）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
80 人	80 人	80 人

○見込量の設定

利用者は横ばい傾向にあり、今後も横ばいで推移すると見込んでいます。

●相談支援

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、以下のような事業を実施しています。

障害福祉サービス利用支援を行う計画相談支援と、障がい者の地域生活への移行に向けた地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）があります。

⑩計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成を行う。またその計画の見直しに当たっては、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、障がい者の意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整等を行う。

第6期実績（月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
91人	108人	112人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
126人	140人	154人

○見込量の設定

障害福祉サービスの利用ニーズの高まりに伴い、相談支援の利用も増加しています。今後も引き続き増加すると見込んでいます。

⑱ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業所が、住居の確保、その他地域移行のための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行う。

第 6 期実績（月平均利用人数）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 人	1 人	1 人

※令和 5 年度は見込み

第 7 期見込み（月平均利用人数）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1 人	2 人	3 人

○見込量の設定

利用人数は横ばい傾向です。地域移行を勘案して毎年 1 名ずつの増加を見込みました。

⑳ 地域定着支援

居宅で単身生活をする障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行う。

第 6 期実績（月平均利用人数）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
2 人	3 人	3 人

※令和 5 年度は見込み

第 7 期見込み（月平均利用人数）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3 人	4 人	5 人

○見込量の設定

利用人数は横ばい傾向です。地域移行後の地域定着を見据えて、1 名ずつの増加を見込みました。

(2) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等や障害特性等に関する地域住民の理解を深め、心のバリアフリーの推進を図ることで、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、研修及び啓発活動を実施します。

第7期見込み

令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようになるための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図ります。

第7期見込み

令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	実施	実施

③ 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

第7期見込み（委託事業所数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1か所	1か所	1か所

※参考 第6期実績（上段：年間相談件数 下段：実利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,424件 160人	1,246件 144人	1,532件 171人

※令和5年度は見込み

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に必要な経費の負担が困難な方には、その費用の一部を助成し、申立人がいない方には。市長が代わって申立人になり、制度の利用を図ります。

第6期実績（年間実利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人	0人	0人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（年間実利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	2人	2人

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

山陽小野田市社会福祉協議会が行う法人後見制度との連携を図りながら、障がい者が適切に成年後見制度を利用できるよう、取り組みます。

⑥意思疎通支援事業

山陽小野田市社会福祉協議会と連携し、聴覚障害等により意思疎通を図るために支援が必要な方に、手話通訳や要約筆記に係る意思疎通支援者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

第6期実績（上段：年間利用回数 下段：実利用人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳	81回 5人	102回 6人	91回 6人
要約筆記	1回 1人	3回 1人	3回 1人
遠隔手話	0回 0人	0回 0人	2回 2人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：年間利用回数 下段：実利用人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	91回 6人	91回 6人	91回 6人
要約筆記	3回 1人	3回 1人	3回 1人
遠隔手話	2回 2人	2回 2人	2回 2人

※参考 意思疎通支援者登録者数

第6期実績（登録者数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳	25人	22人	24人
要約筆記	11人	12人	16人

※令和5年度は見込み

⑦日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、日常生活用具の給付や住宅改修費を助成することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

第6期実績（年間給付件数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	1件	4件	3件
自立生活支援用具	2件	5件	4件
在宅療護等支援用具	3件	7件	5件
情報意思疎通支援用具	12件	4件	8件
排せつ管理支援用具	1,428件	1,527件	1,584件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	1件	2件	2件
合計	1,447件	1,549件	1,606件

※令和5年度は見込み

※ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

第7期見込み（年間給付件数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	3件	3件	3件
自立生活支援用具	4件	4件	4件
在宅療護等支援用具	5件	5件	5件
情報意思疎通支援用具	8件	8件	8件
排せつ管理支援用具	1,643件	1,704件	1,767件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	2件	2件	2件
合計	1,665件	1,726件	1,789件

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい・音声又は言語機能障がい者等が円滑に意思疎通できるよう、手話によりコミュニケーションの支援を行う手話奉仕員を養成する研修を行います。

また、意思疎通支援事業を一層推進するために、養成研修を受講済みの手話奉仕員に対するスキルアップ研修を実施します。

第6期実績（上段：手話奉仕員養成講座受講者数 下段：手話奉仕員新規登録人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
22人 0人	20人 0人	28人 2人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（手話奉仕員新規登録見込み者数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人	2人	0人

※手話奉仕員養成講座は2年間受講で修了となります。令和6年度及び令和8年度は修了年のため、令和7年度及び令和9年度の登録を見込みます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時に、移動の介助等の支援を行います。

第6期実績（上段：年間利用時間 下段：実利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
51時間 3人	128時間 5人	644時間 8人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：年間利用時間 下段：実利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
782時間 9人	874時間 10人	966時間 11人

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者等に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供するものです。

地域活動支援センターは1か所実施していましたが、令和5年度に廃止となりました。令和6年度以降の新たな実施に努めます。

第6期実績（一日当たりの利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
9人	8人	0人

※令和5年度は見込み

第7期見込み

令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	実施	実施

⑪ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

第6期実績（上段：年間利用回数 下段：実利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
6,819回 107人	7,115回 107人	7,326回 111人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：年間利用回数 下段：実利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
7,458回 113人	7,590回 115人	7,722回 117人

⑫訪問入浴サービス事業

重度の身体障害があるため、入浴が困難な方の居宅に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行います。

第6期実績（上段：年間利用回数 下段：実利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
103回 1人	175回 2人	208回 2人

※令和5年度は見込み

第7期見込み（上段：年間利用回数 下段：実利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
312回 3人	312回 3人	312回 3人

⑬その他の事業

●障害者緊急時短期入所事業

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、緊急一時的な居室を確保します。

●芸術・文化講座開催等事業

芸術文化活動を通じて、障がい者等の社会参加を促進することを目的に、芸術・文化活動の発表の場の設置や情報提供を行います。

●点訳・音訳事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、点訳・音訳など分かりやすい方法で、市広報や障がい福祉のしおり等を作成し、情報提供を行います。

●自動車運転免許取得・改造事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

第4章 障害児支援等の円滑な推進

1 障害児支援等の見込量の設定

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、平均的な一人当たりの利用量や令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）までの実績等を分析し、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの利用数及び必要なサービス量を見込みました。

サービス料の単位のうち人日とは月間の利用者人数に一人一月当たりの平均利用日数をかけて算出しています。

（1）障害児支援

①児童発達支援（福祉型）

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

第2期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
451 人日	440 人日	540 人日
41 人	44 人	45 人

※令和5年度は見込み

第3期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
540 人日	564 人日	588 人日
45 人	47 人	49 人

○見込量の設定

利用者は事業所の増加に伴い、ゆるやかに増加しています。

児童発達支援の対象者は、未就学の障がい児であるため、就学の時期に合わせて、利用が終了となります。令和5年度で利用を終了する人数、及び今後の新規利用を踏まえ、第3期を見込みました。

②児童発達支援（医療型）

肢体不自由のある障がい児に、児童発達支援や治療を行う。

第2期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
〇人日 〇人	〇人日 〇人	〇人日 〇人

※令和5年度は見込み

第3期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
〇人日 〇人	〇人日 〇人	〇人日 〇人

○見込量の設定

現在利用はありません。

重症心身障害児や医療的ケアを必要としている障がい児に対応可能な事業所は、市内にありませんが、利用の希望があった場合は、圏域内で対応できる事業所を調整します。

③放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

第2期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,530人日 102人	1,596人日 114人	1,770人日 118人

※令和5年度は見込み

第3期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,010人日 134人	2,175人日 145人	2,340人日 156人

○見込量の設定

事業所の増加やサービス内容の浸透、医療機関等からの紹介があり、利用者は年々増加傾向です。

今後市内において、事業所が新規に開設予定であることも踏まえ、第3期を見込みました。

④ 保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

第2期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人日	1人日	1人日
1人	1人	1人

※令和5年度は見込み

第3期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2人日	2人日	2人日
2人	2人	2人

○見込量の設定

利用人数は横ばい傾向です。

今後保育所等訪問支援の積極的な活用について、保育園や小学校、児童クラブ等の関係機関及び保護者への周知に取り組むこととし、利用者の増加を見込んでいます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

第2期実績（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0人日	0人日	0人日
0人	0人	0人

※令和5年度は見込み

第3期見込み（上段：月平均利用日数、下段：月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人日	0人日	0人日
0人	0人	0人

○見込量の設定

現在利用はありません。

重症心身障害児や医療的ケアを必要としている障がい児に対応可能な事業所は、市内にありませんが、利用の希望があった場合は、圏域内で対応できる事業所を調整します。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障がい児に対し、指定障がい児相談支援事業者が障害児支援利用計画の作成を行う。また、その計画の見直しに当たっては、障害児通所支援の利用状況を検証し、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整等を行う。

第2期実績（月平均利用人数）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
36人	40人	43人

※令和5年度は見込み

第3期見込み（月平均利用人数）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
46人	49人	52人

○見込量の設定

障害児通所支援の利用ニーズの高まりに伴い、相談支援の利用も増加しています。今後も引き続き増加すると見込んでいます。

(2) その他の事業

①難聴児補聴器購入費等の助成

言語能力の健全な発達や学力の向上を図るため、18歳未満の軽度・中等度難聴児に対して、基準を定め補聴器を購入する経費等の一部を助成します。

②小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

在宅での生活を支援するため、小児慢性特定疾患児に対して、基準を定め日常生活用具を給付します。

参 考 资 料

1	用語解説(五十音順)・・・・・・・・・・・・・・・・	72
2	山陽小野田市障害福祉計画検討委員会委員名簿・・・・・・・・	81
3	計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・	83
4	山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例・・・・	84
5	アンケート調査結果の概要(障害者手帳所持者)・・・・・・・・	86
6	アンケート調査結果の概要(児童通所サービス利用保 護者及び特別支援学級在籍児童・生徒の保護者)・・・・・・・・	89
7	アンケート調査結果の概要(市民)・・・・・・・・・・・・・・・・	92

1 用語解説（五十音順）

【あ行】

アスペルガー症候群（P4）

知的発達が遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

医療的ケア児（P15, P32, P34, P35, P45, P47）

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

インクルーシブ教育システム（P34）

障害の有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる教育の仕組みのこと。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

インクルージョン（P45, P94）

障害の有無にかかわらず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。

音声コード（P23）

紙に印刷された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボル（二次元のデータコード）のことで、このデータコードをもとに音声を出力させることができる。通常は、18mm角のコードの中に日本語（漢字かな混じり）で約800文字のテキストデータを記録することができる。

【か行】

学習障害（LD=Learning Disabilities）（P4）

基本的には、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得に著しい困難を示す状態のこと。

基幹相談支援センター（P30, P43）

障害者総合支援法において市町村が設置できると規定。市町村と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う。障がい者等への総合的な相談業務者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

共生社会（P19, P33, P34, P38, P61, P84）

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

グループホーム（共同生活援助）（P41, P52, P57, P58, P86, P87）

障がい者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を提供するサービスのこと。

計画相談支援（P59）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの。

権利擁護（P17, P18, P19, P33）

意思表示が困難な寝たきりの高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、代理人が権利や意思表示を支援・代弁し、福祉サービスの利用援助などを行うこと。

公共職業安定所（ハローワーク）（P14, P36, P82）

職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。

合理的配慮（P19, P25, P27, P34）

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

【さ行】

サービス等利用計画（P30, P59）

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや地域相談支援を利用しようとする場合に、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するために作成される。解決すべき課題、そのための支援方針、サービスの種類や量等が記載される。市町村が指定する特定相談支援事業者、特定障害児相談支援事業者が作成する。

児童福祉法（P2, P3, P4, P15, P32, P33）

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。

自閉症（P4）

脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障害。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられている。

社会的障壁（P4, P21）

障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

社会モデル（P34）

社会こそが障害（障壁）をつくっており、それを取り除くのは社会の責務とする考え方のこと。

重症心身障害児（P46, P69, P70）

児童福祉法上、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童・生徒。

就労移行支援（P42, P52, P54, P55, P56）

就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う。

就労継続支援（P14, P42, P52, P55）

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつ。一般の企業に雇用されることが困難な障がい者を対象とし、生産活動機会の提供、その他の就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行う。適切な支援により雇用契約に基づいた就労ができる者が通所するのが A 型事業所、雇用契約によらない就労の場合が B 型事業所。

就労定着支援（P36, P52, P56）

障害者総合支援法の障害福祉サービス（訓練等給付）のひとつ。就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、利用者の自宅や企業等に訪問し、相談や連絡調整などの課題解決に向けた必要な支援を行う。

手話奉仕員（P24, P65）

市町村が手話の学習経験がない者等を対象として、日常会話程度の手話表現技術の習得を目的に実施する養成講座を修了した者。

障害支援区分（P13）

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

障害者基本法（P1, P2, P3, P4, P15, P33, P84）

障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和 54 年制定の心身障害者対策基本法を改正して平成 5 年に成立、平成 16 年に大幅改正。障がいのある人に対する障害を理由とした差別、その他権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。平成 23 年の改正により、障がい者の定義の拡大、合理的配慮の概念を導入。

障害者虐待防止法（P15, P18）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の通称。障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止等に関する国等の責務等を規定した法律。

障害者雇用促進法（P15）

障害者の雇用の促進等に関する法律の通称。障がい者の雇用義務に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした、障がい者の雇用と在宅就労の促進について規定した法律。

障害者差別解消法（P15, P18, P19, P33）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の通称。

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと。

障害者就業・生活支援センター（P14, P36, P82）

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある人に対して、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就労に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

障害者総合支援法（P2, P3, P4, P15, P28, P32, P33）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の通称。地域社会における共生の実現に向けた障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を平成 24 年に改正したもの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害者福祉計画の策定、費用の負担等について定めている。

障害者相談員（P30）

障がい者またはその家族等から様々な相談に応じ、必要な指導及び助言などを行う者のこと。

障害者優先調達推進法（P15, P37）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の通称。平成 25 年 4 月 1 日から国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る法律。平成 24 年成立。

情報アクセシビリティ（P15, P17, P23）

高齢者や障がいのある人に限らず、全ての人が、様々な場面・状況下においても情報を入手・利用・意思疎通ができるようにすること。

自立支援協議会（P18, P26, P31, P33, P40, P41, P42）

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援の適切な実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワークの構築を推進し、協議する機関。

身体障害者相談員（P30）

身体障がい者の福祉の増進を図るべく、身体障がい者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者。

具体的には、身体障がい者の生活上の様々な相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、福祉事務所などのパイプ役になったり、障がい者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりする。

身体障害者手帳（P6, P7, P8, P16, P28）

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種サービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により 1 級から 7 級までがある（手帳交付の対象は 6 級まで）。

ストーマ（P64）

消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排せつするために増設された排せつ口のこと。ストーマを持つ人をオストメイトという。大きく分けて消化管ストーマ（人工肛門）と尿路ストーマ（人工膀胱）がある。

精神障害者保健福祉手帳（P6, P11, P12, P16）

一定の精神障がい者の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は 2 年で、障害の程度により 1 級から 3 級がある。

成年後見制度（P18, P30, P62）

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するための制度。

相談支援（P26, P28, P30, P31, P33, P36, P39, P43, P48, P49, P59, P60, P61, P71）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、平成24年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

相談支援専門員（P30, P33, P93）

障がいがある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者。指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業者には1人以上を置くことが義務付けられている。

【た行】

地域移行（P21, P28, P30, P31, P39, P60）

障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与すること。

地域活動支援センター（P66）

障害者総合支援法に定められた、障がい者等を対象とする通所施設。地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供し、障がい者等の自立した地域生活を支援する。

地域共生（P19）

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指すこと。

地域包括ケアシステム（P39, P40）

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

知的障害者相談員（P30）

知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、および知的障がい者の更生のための必要な援助を行う民間の協力者のこと。

具体的には、知的障がい者の家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、施設入所や就学、就職などに関して関係機関に連絡したり、これらの活動を通じて住民の理解を高め、知的障がい者に対する福祉行政の改善や拡充に努めたりする。

特別支援学級（P5, P16, P34）

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができることとされている学級で、心身に障がいがある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援教育（P35）

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

内部障害（P8, P28）

身体障害の一つで、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその範囲となっていたが、平成 22 年 4 月から、身体障害者福祉法の対象範囲拡大に伴い肝臓機能障害が新たに加わっている。

難病（P4, P15, P33, P53）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病（難治性疾病克服研究事業の対象である130の疾病と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられた（平成25年4月1日施行）。

ネットワーク（P26, P42）

本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いられている。

ノーマライゼーション（P94）

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

バリアフリー（P1, P15, P17, P21, P22, P27, P35, P61, P94）

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ピアサポート（P48）

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流等を支援する活動。

ひきこもり（P33）

学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が半年以上続いている状態のこと。

福祉避難所（P25）

寝たきりの高齢者、障がい者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。

ペアレントメンター（P31, P48, P91, P94）

発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ悩みを抱える保護者に対して、相談や助言、情報提供を行う。

ヘルプカード（P19, P22, P88, P94）

緊急連絡先や支援内容などを記載できるカードで、障がいのある人が災害時や緊急時、日常生活の中で困った時に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする山陽小野田市作成のカード。

防災メール（P25）

気象や地震などの防災情報、市からのお知らせなど、防災の重要な情報を携帯電話やパソコンへ電子メールで配信するサービスのこと。

法定雇用率（P14）

障がい者雇用を促進するために、企業や国・地方公共団体に対して定められている、雇用している労働者総数に占める障がい者の割合のこと。

【や行】

山口県福祉のまちづくり条例（P21）

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び公共的施設の整備などに必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、平成9年に制定された県条例のこと。

ユニバーサルデザイン（P21, P22, P94）

高齢者や障がい者等を含めた全ての人が利用しやすいように、施設・製品・サービスなどに配慮が行われた設計（デザイン）のこと。

要約筆記（P23, P24, P35, P63）

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。また、それを行う人（要約筆記者）。

【ら行】

リハビリテーション（P53）

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立をめざす一連の過程。また、障がいのある人の人間らしく生きる権利を回復し、自立と参加をめざすという考え方。

療育（P31， P32）

障害を軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導を合わせて行うこと。

療育手帳（P6， P10， P16）

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人や知的障がいのある子どもに対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障害の程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。

2 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会委員名簿

(任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日)

	委員氏名		所属機関・団体名等
1	上村篤子		山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会
2	臼井文子		山陽小野田精神保健家族会
3	沖野浩	副会長	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
4	中川正治		市民代表
5	長岡忠男		NPO 法人山陽小野田市手をつなぐ育成会 (令和5年5月31日まで)
6	西尾健太郎		宇部公共職業安定所
7	西村浩之	会長	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団
8	長谷亮佑		山口大学大学院医学系研究科(学識経験者)
9	廣田勝弘		山陽小野田医師会
10	福山厚子		山陽ボランティア連絡協議会
11	藤井淳		光栄会障害者就業・生活支援センター
12	藤井礼子		小野田ボランティア連絡協議会
13	宮川力雄		山陽小野田市障害者協議会 (令和5年9月1日から)
	佐々木勇蔵		山陽小野田市障害者協議会 (令和5年8月31日まで)
14	安田克己		山陽小野田市民生児童委員協議会
15	山縣利恵		山陽小野田市教育委員会学校教育課
16	山田起代		市民代表
17	吉見兆生		社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団 相談支援事業所のぞみ (令和5年9月1日から)
	植木亨		社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団 相談支援事業所のぞみ (令和5年8月31日まで)
18	吉水多加志		医療法人社団平成会 山陽小野田こども発達支援センターとことこ

(50音順、敬称略)

3 計画の策定経過

年月	実施内容
令和4年11月～ 令和5年 1月	次の対象者にアンケート調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳所持者 ・ 児童通所サービス利用保護者及び特別支援学級 在籍児童・生徒の保護者 ・ 市民（上記を除く）
令和5年10月 3日	第1回 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案についての意見聴取
令和5年11月20日	第2回 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案についての報告及び協議
令和6年 1月 4日～ 令和6年 2月 2日	計画案に対するパブリックコメントを実施
令和6年 月 日	第3回 山陽小野田市障害福祉計画検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告
令和6年 月	第5次山陽小野田市障害者計画 策定 第7期山陽小野田市障害福祉計画 策定 第3期山陽小野田市障害児福祉計画 策定

4 山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例

令和2年12月18日

山陽小野田市条例第54号

手話は、ろう者にとって大切な言語であり、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語である。

しかし、これまで手話が言語として認められなかった時代があったことや、手話を言語として使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、平成18年（2006年）に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、手話が言語であることが定義され、国際的に認識された。国においてもこの条約の署名を機に、平成23年（2011年）に「障害者基本法」を改正し、手話が言語に含まれることを明記するとともに、その他国内法の整備が行われてきた。

このように、手話を言語として使用し、自由な意思疎通が保障される社会の構築が求められているが、手話に対する理解の広がりはまだ十分とはいえない。

山陽小野田市では、手話に対する理解の促進及び普及を図ることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の推進に必要な基本的事項を定め、もって誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚障がい者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解の促進及び普及は、手話がろう者の日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきた大切な言語であることを理解し、ろう者及びろう者以外の者が、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話に対する理解の促進及び普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できるよう施策を実施するものとする。

2 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。

2 施策の推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 手話に対する理解の促進及び普及に関すること。

(2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。

(3) 手話による意思疎通支援に関すること。

(4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市は、施策の推進に当たって、別に定める障がい者に関する計画との整合性を図るものとする。

4 市は、施策の推進方針を公表するものとする。

5 市は、施策の推進方針の策定若しくは変更をする場合又は施策の推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合には、ろう者、手話通訳者その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

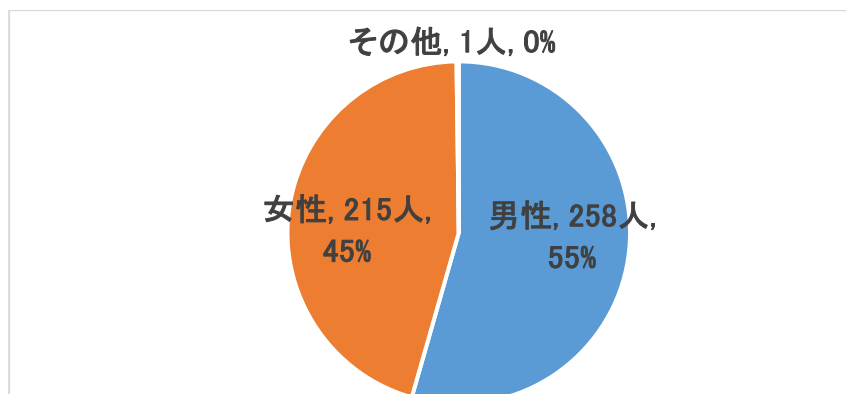
第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

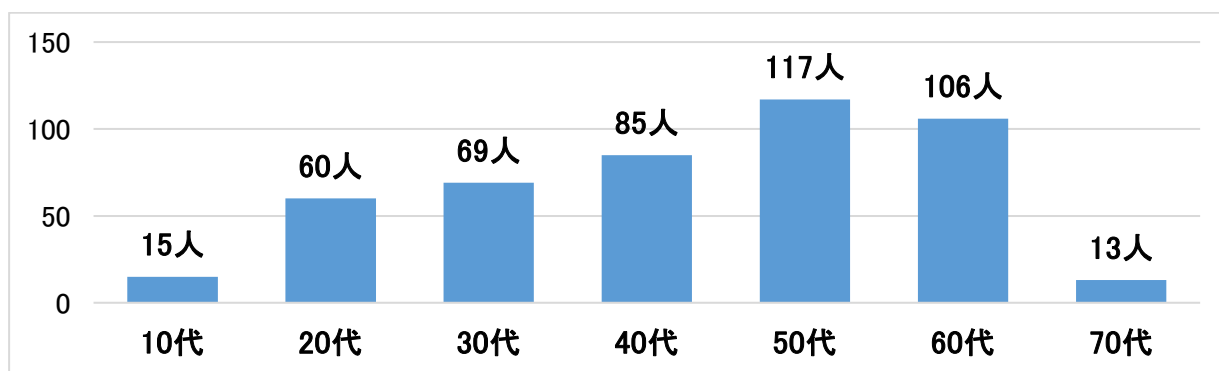
この条例は、公布の日から施行する。

5 アンケート調査結果の概要（障害者手帳所持者）

【問1】 あなたの性別をお答えください。 1:男性 2:女性 3:その他

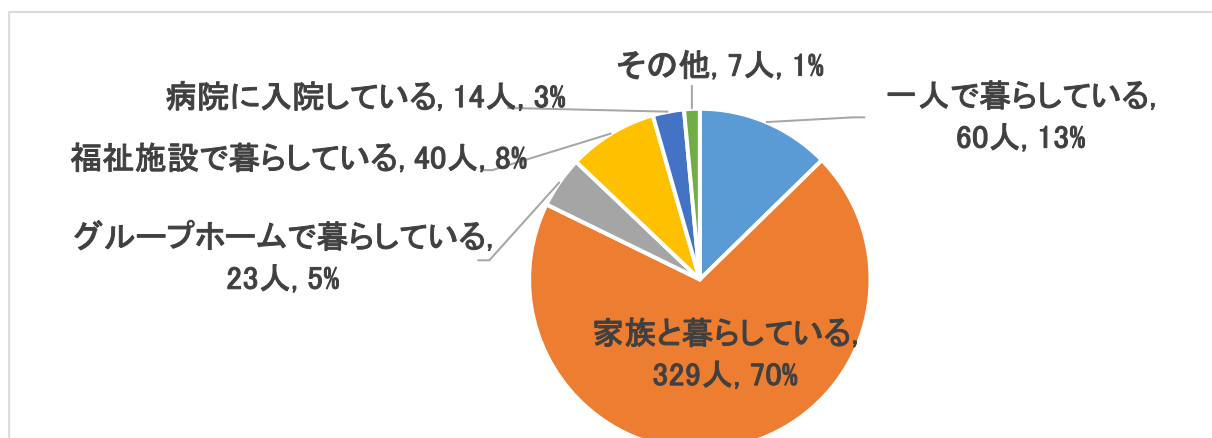


【問2】 あなたの年齢(令和4年11月1日現在)をお答えください。



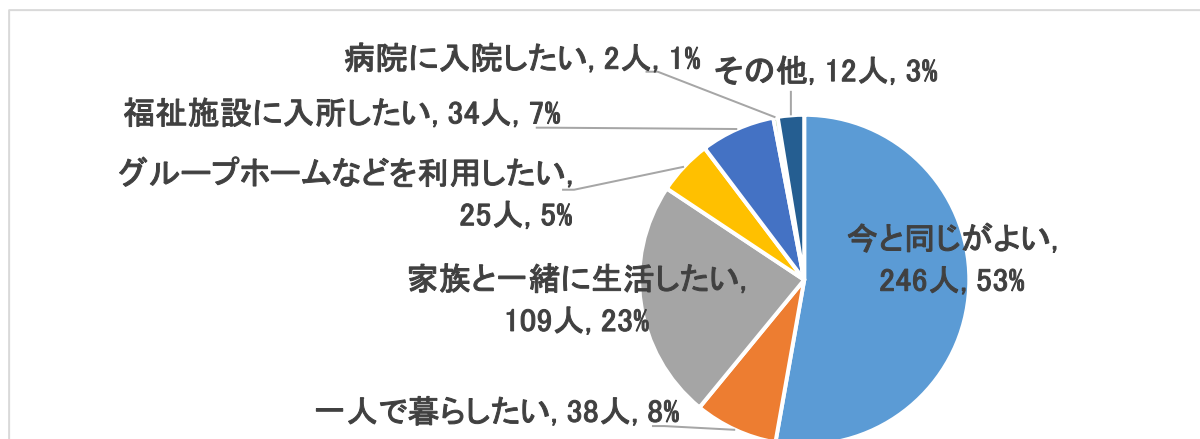
【問3】 あなたは現在どのように暮らしていますか。(1つだけ)

- 1:一人で暮らしている(家やアパートなどの一般住宅)
- 2:家族と暮らしている
- 3:グループホームで暮らしている
- 4:福祉施設(障がい者入所施設、高齢者入所施設)で暮らしている
- 5:病院に入院している
- 6:その他()



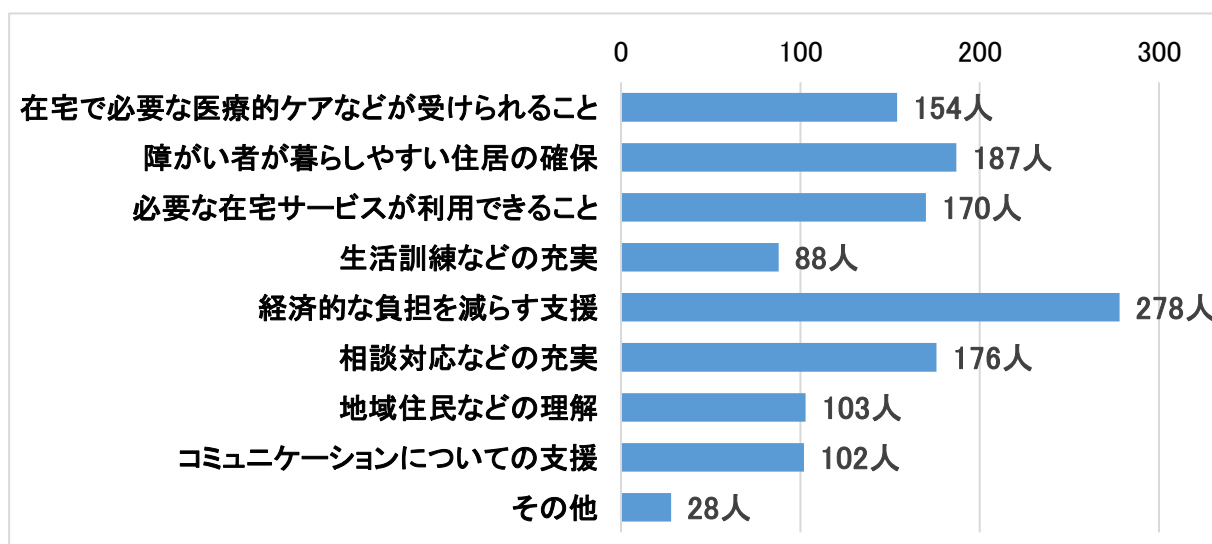
【問4】 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(1つだけ)

- 1: 今と同じがよい
- 2: 一人で暮らしたい(家やアパートなどの一般住宅)
- 3: 家族と一緒に生活したい
- 4: グループホームなどを利用したい
- 5: 福祉施設(障がい者入所施設、高齢者入所施設)に入所したい
- 6: 病院に入院したい
- 7: その他()



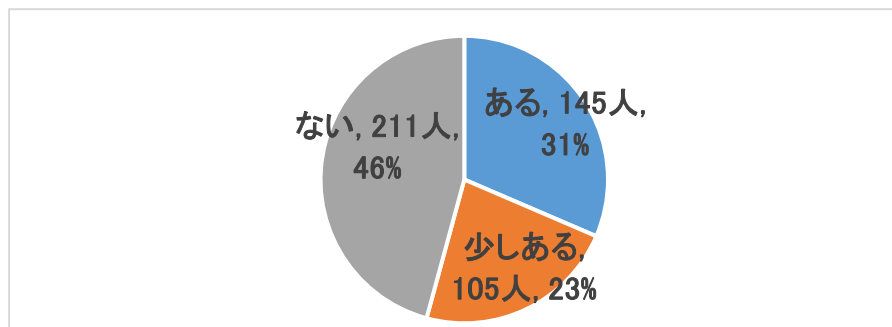
【問5】 在宅(入所施設や入院以外)で生活するためや在宅での生活を続けるためには、どのような支援があればよいと思いますか。(いくつでも)

- 1: 在宅に必要な医療的ケアなどが受けられること
- 2: 障がい者が暮らしやすい住居の確保
- 3: 必要な在宅サービス(ホームヘルパーなど)が利用できること
- 4: 生活訓練(自立した生活が送られるよう日常生活の訓練を行う)などの充実
- 5: 経済的な負担を減らす支援
- 6: 相談対応などの充実
- 7: 地域住民などの理解
- 8: コミュニケーションについての支援
- 9: その他()



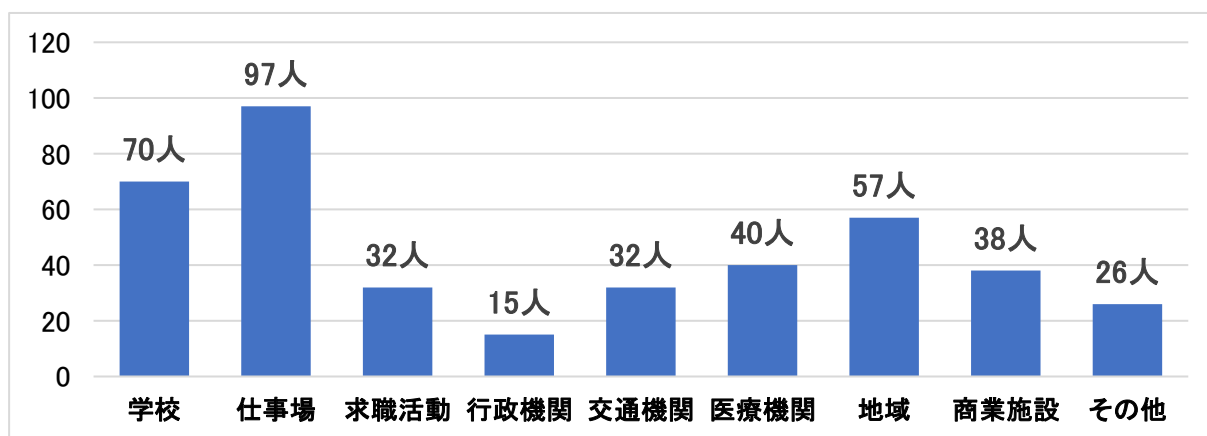
【問6】 あなたは、障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをしたことがありますか。(1つだけ)

1:ある 2:少しある(問7へ) 3:ない(問7へ)



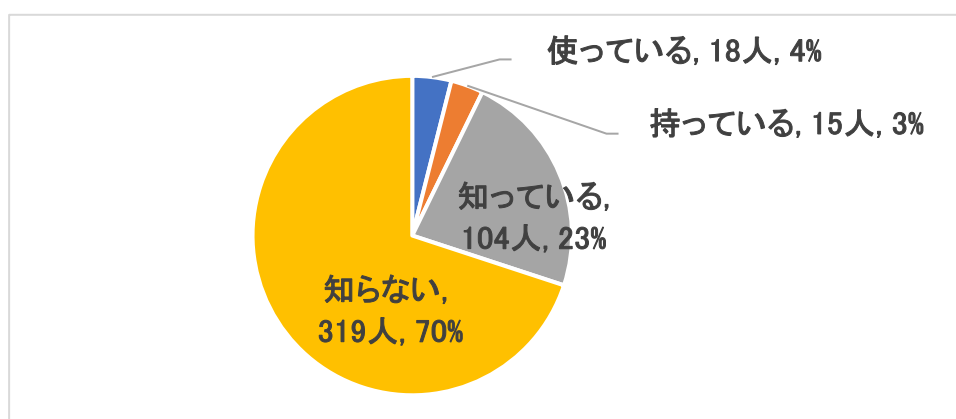
【問7】 問6で「1:ある」又は「2:少しある」と回答された方におたずねします。
どのような場所で嫌な思いをされましたか。(いくつでも)

1:学校 2:仕事場 3:求職活動 4:行政機関 5:交通機関 6:病院などの医療機関
7:住んでいる地域(家庭を含む) 8:商業施設(お店、レストランなど)
9:その他()



【問8】 ヘルプカードをご存知ですか(1つだけ)

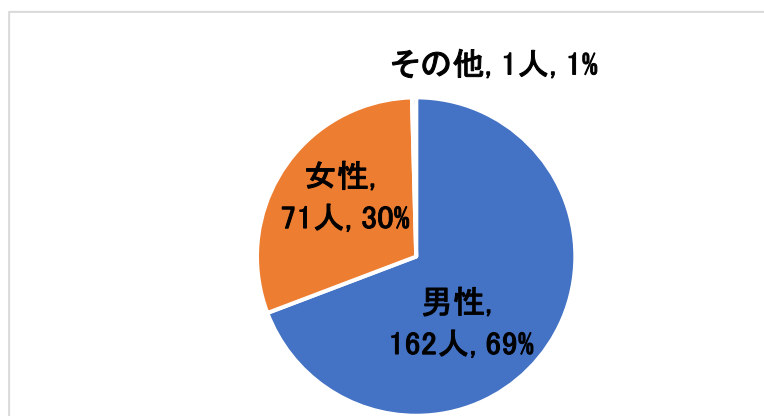
1:使っている 2:持っている 3:知っている 4:知らない



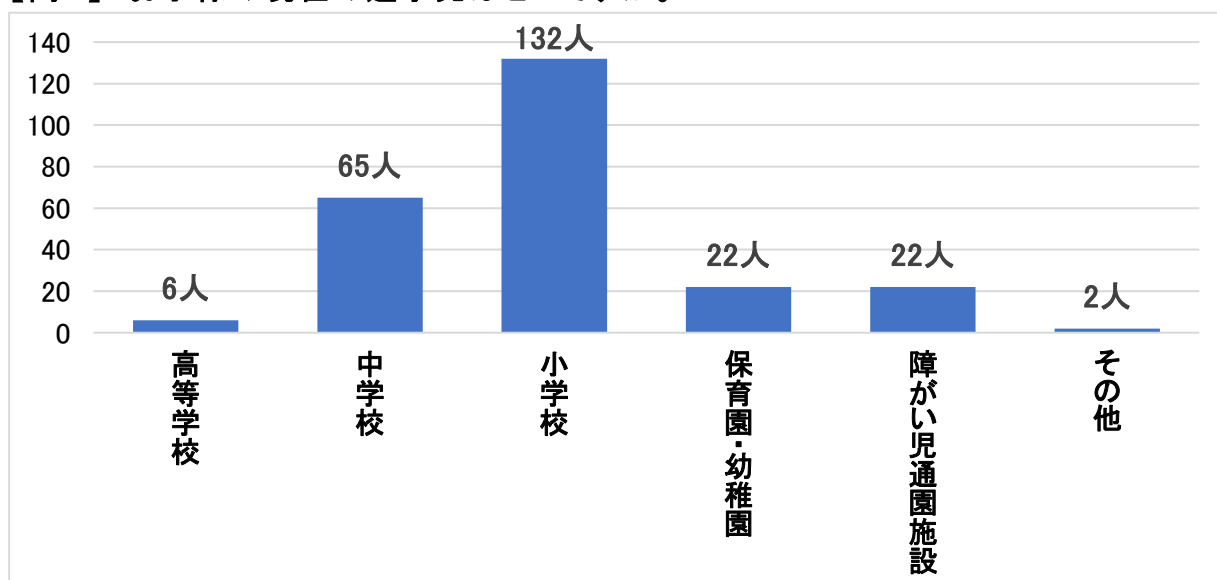
6 アンケート調査結果の概要

(児童通所サービス利用保護者及び特別支援学級在籍児童・生徒の保護者)

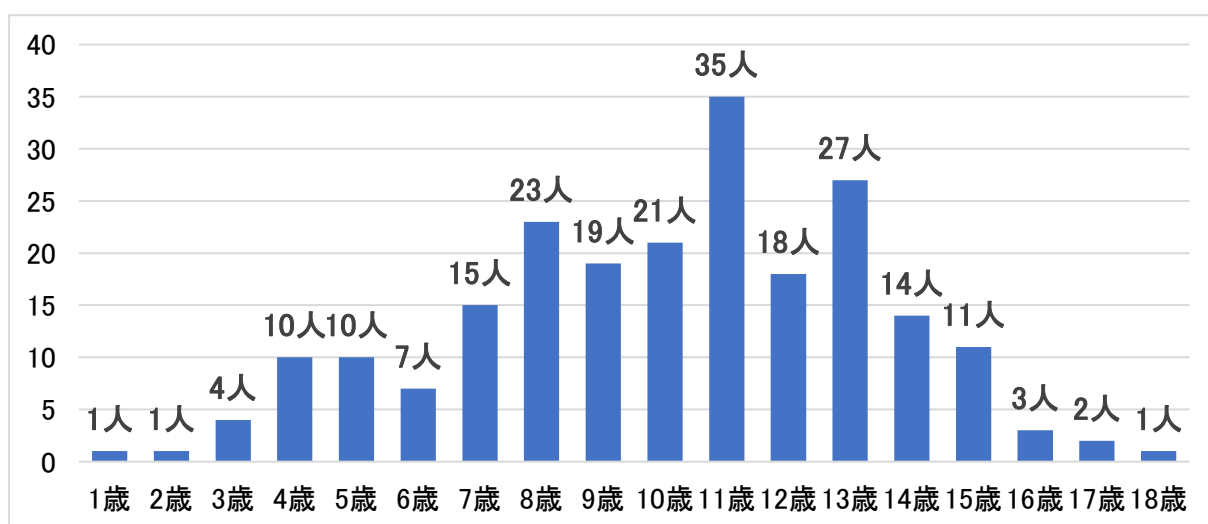
【問1】 お子様の性別をお答えください。 1: 男性 2: 女性 3. その他



【問2】 お子様の現在の通学先はどこですか。

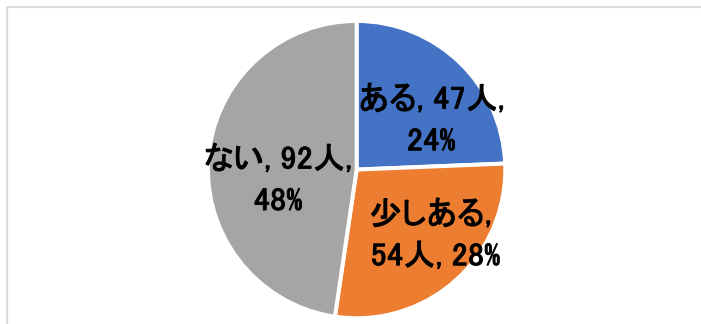


【問3】 お子様の現在の学年、また年齢(令和4年11月1日現在)をお答えください。



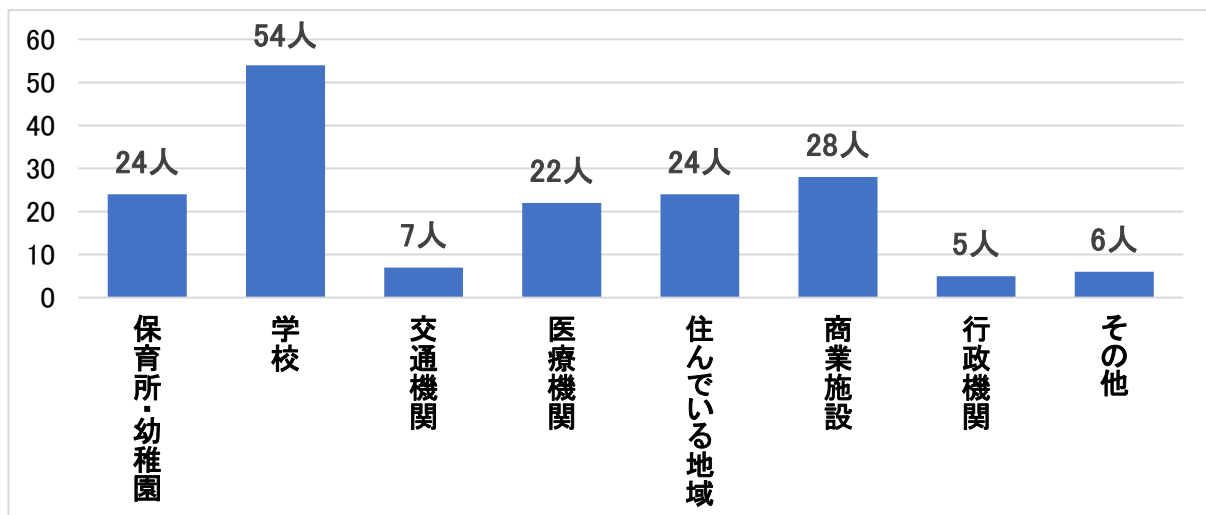
【問4】 お子様は、障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをした（表情などから嫌な思いをしていそうだと保護者として感じた）ことがありますか。（1つだけ）

1:ある 2:少しある(問5へ) 3:ない(問5へ)



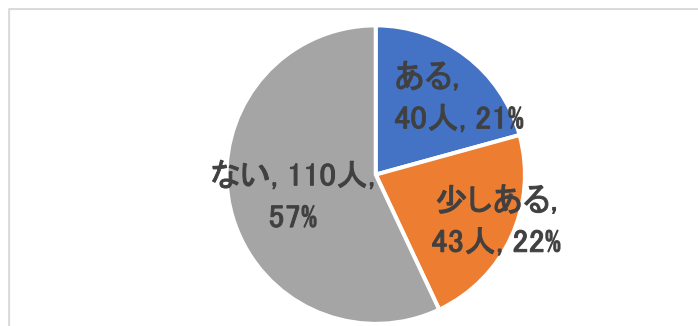
【問5】 問4で「1:ある」又は「2:少しある」と回答された方におたずねします。どのような場所で嫌な思いをされましたか。（いくつでも）

1: 保育所・幼稚園 2: 学校 3: 交通機関 4: 病院などの医療機関
 5: 住んでいる地域(家庭を含む) 6: 商業施設(お店、レストランなど)
 7: 行政機関 8: その他()



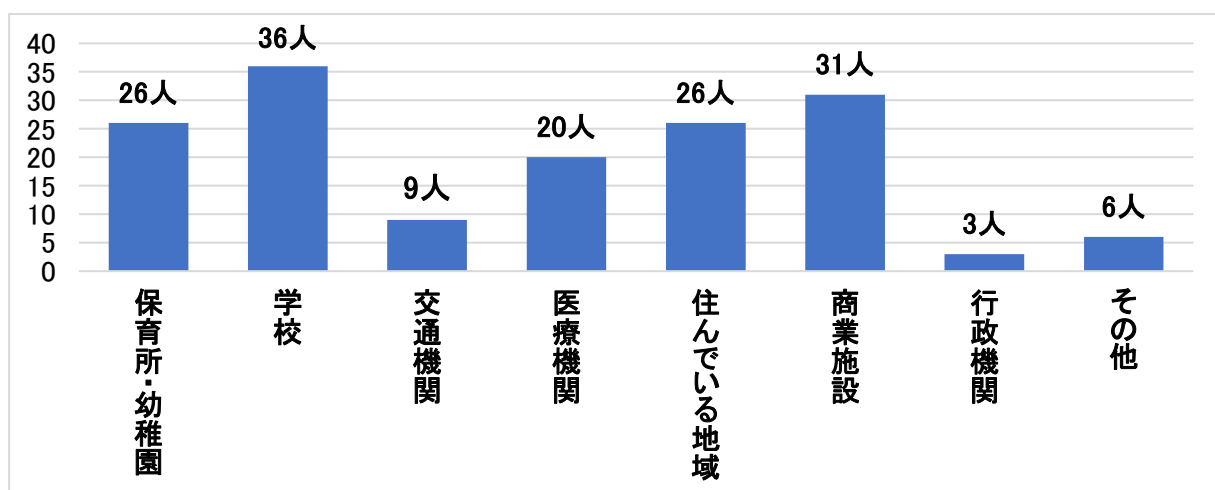
【問6】 保護者として、お子様が障がいがあることで差別を受けるなど、嫌な思いをされたことがありますか。

1:ある 2:少しある(問7へ) 3:ない(問7へ)



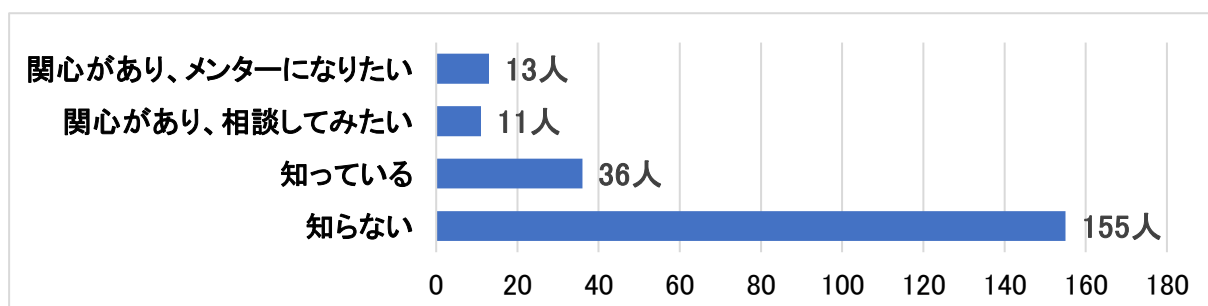
【問7】 問6で「1:ある」又は「2:少しある」と回答された方におたずねします。どのような場所で嫌な思いをされましたか。(いくつでも)

1:保育所・幼稚園 2:学校 3:交通機関 4:病院などの医療機関
 5:住んでいる地域(家庭を含む) 6:商業施設(お店、レストランなど)
 7:行政機関 8:その他()



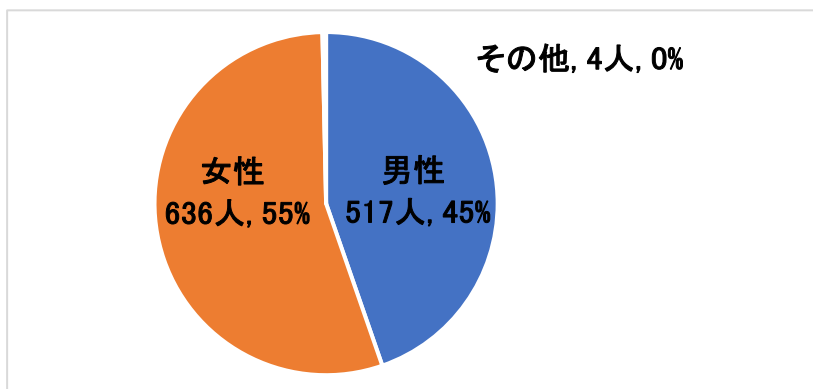
【問8】 ペアレントメンターをご存知ですか (1つだけ)

1:関心があり、メンターになりたい 2:関心があり相談してみたい 3:知っている
 4:知らない

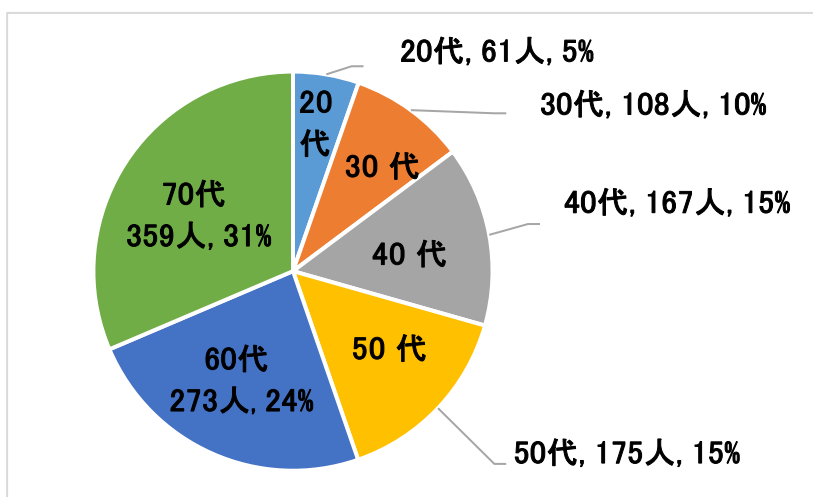


7 アンケート調査結果の概要（市民）

【問1】 性別をお答えください。 1:男性 2:女性 3:その他

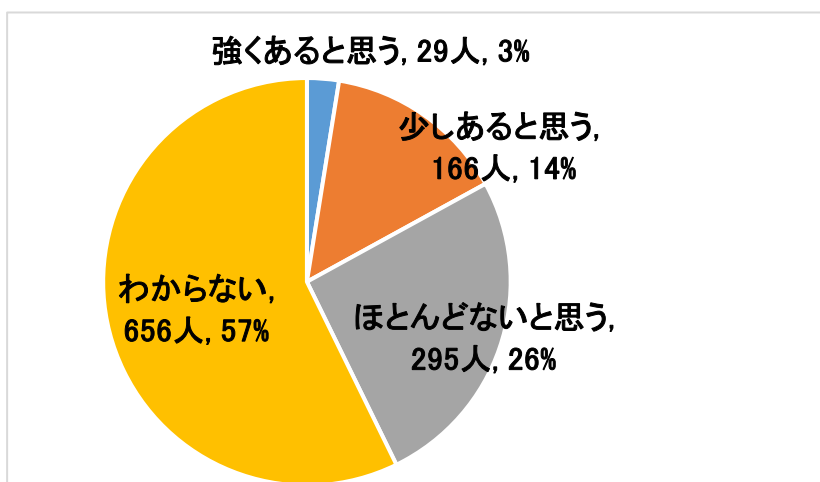


【問2】 年齢(令和4年11月1日現在)をお答えください。



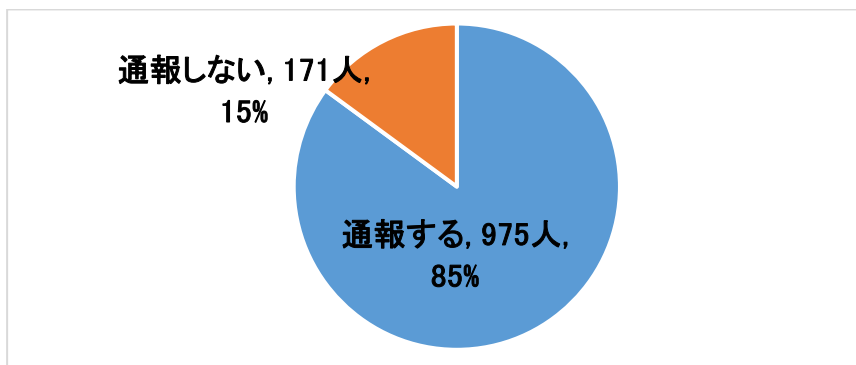
【問3】 山陽小野田市では、障がいがある方に対して差別や偏見があると思いますか。(1つだけ)

1:強くあると思う 2:少しあると思う 3:ほとんどないと思う 4:わからない



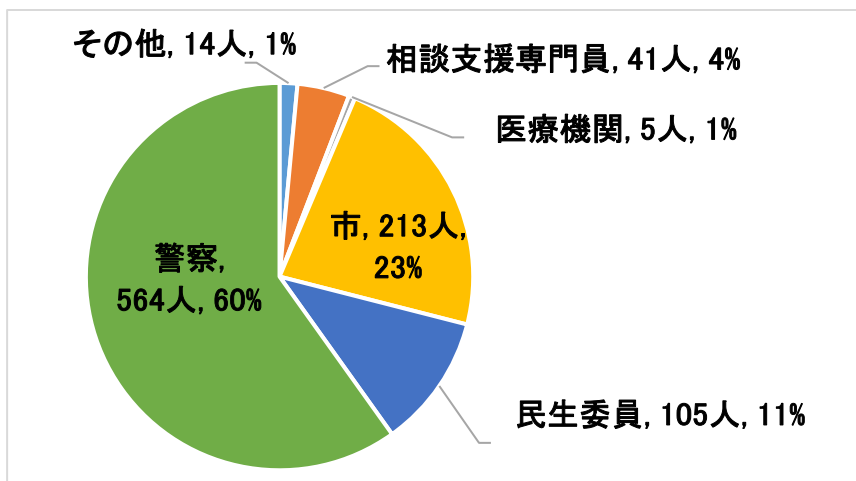
【問4】 障がいのある方への虐待を発見した場合、通報をしますか。

1: 通報する 2: 通報しない(問6へ)



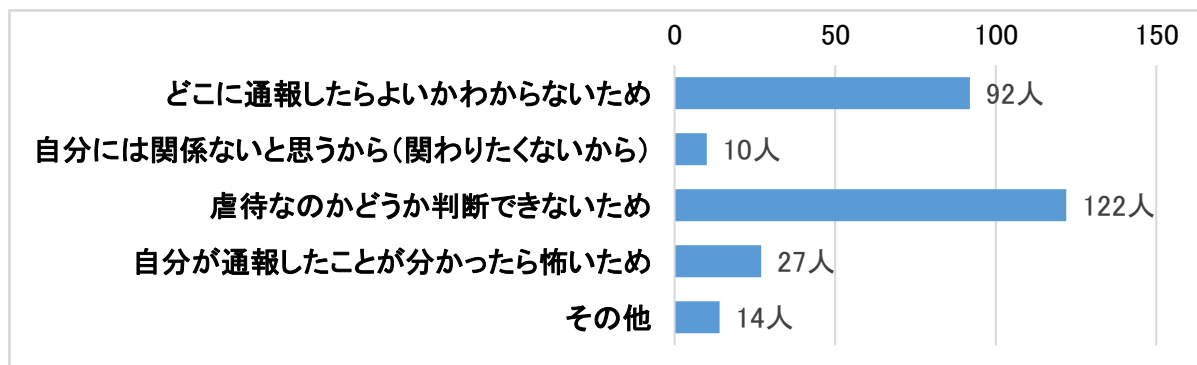
【問5】 問4で「1: 通報する」と回答された方におたずねします。通報するとしたら、どこですか。(1つだけ)

1: 警察 2: 民生委員 3: 市 4: 医療機関 5: 相談支援専門員 6: その他()



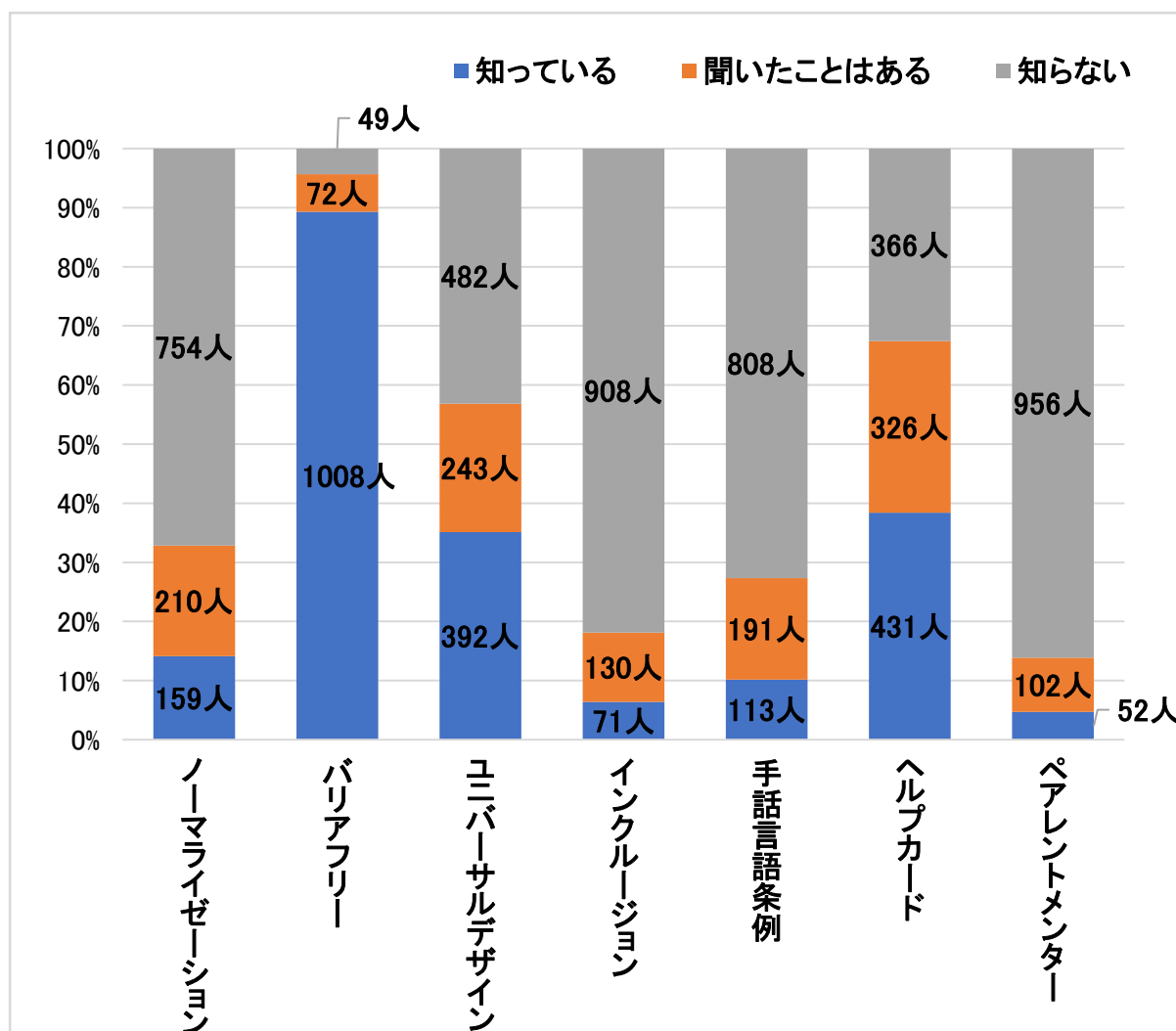
【問6】 問4で「2: 通報しない」と回答された方におたずねします。通報しないのは何故ですか。(該当するものすべて)

1: どこに通報したらよいかわからないため 2: 自分には関係ないと思うから(関わりたくないから)
 3: 虐待なのかどうか判断できないため 4: 自分が通報したことが分かったら怖い
 5: その他()



【問7】 障がい者福祉に関する理念について、知っていますか。

障がい者福祉に関する理念	回答の選択肢
①ノーマライゼーション	1: 知っている 2: 聞いたことはある 3: 知らない
②バリアフリー	
③ユニバーサルデザイン	
④インクルージョン	
⑤山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ 手話言語条例	
⑥ヘルプカード	
⑦ペアレントメンター	



「バリアフリー」の認知度は高いが、その他の理念はまだ市民に認知が広がっていない。



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY